

## 会 議 録

会議名称		(仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会		
開催日時		令和6年(2024年)9月24日 開会 14:00 閉会 15:30		
開催場所		つくば市役所本庁舎 防災会議室2		
事務局(担当課)		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	末森 明夫、沼尻 由美、江藤 睦、井口 正樹、篠崎 純一、吉田 真一、武田 真浩、原口 朋子、田邊 佐貴子、飯島 弥生		
	事務局	障害福祉課 : 岡田課長、中村課長補佐 障害者地域支援室 : 福田室長、豊島主任主査、高谷主査、片桐主任		
欠席委員		川島 映利奈、後藤 真紀、新谷 幹英		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
非公開の場合はその理由		傍聴者数	1人	
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開 会 2 挨 拶 3 協議内容 (仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定に係る意見交換 4 その他 5 閉 会			

## <会議内容>

### 1 開会

○事務局（福田室長）

それでは定刻となりましたので、（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会を開会いたします。自立支援協議会における開催という枠組みの中ですけれども、今回プロジェクト会議というふうな枠組みの中で開会となります。本日、公私ともにお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。当プロジェクト会議の開会にあたりまして、つくば市自立支援協議会の方で、今年度は座長代理という形でおご協力をお願いしています飯島委員から一言ご挨拶いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

### 2 挨拶

○飯島委員（座長代理）

皆様、飯島でございます。自立支援協議会の副座長をしております。どうぞよろしく願いいたします。挨拶について座って失礼いたします。今日の会議ですが、皆様にすでにご案内はしているかと思いますが、令和4年に障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法という法律が施行されまして、つくば市の方でも条例を策定する見込みとなっていると聞いております。今回、自立支援協議会のプロジェクト会議の一つとして、この条例の策定に際しての意見を、今日は外部の委員さんという形で関係者の皆様からもご出席をいただいておりますが、広くご意見を頂戴しながら、作成の参考にさせていただければということでの懇談会、意見交換会と聞いておりますので、ぜひ多くのご意見を出していただければなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（福田室長）

飯島座長代理ありがとうございます。そうしましたら、この後協議事項ということで進めていくところですが、枠組みとしてつくば市の障害者自立支援協議会設置要綱の5条の2では、座長は協議会を代表して会も総理することとなっておりますが、第3項で副座長、飯島委員さんですね、座長を補佐し、座長事故ある時はその職務を代理するという状況がございまして、この後の進行につきま

してはですね、飯島座長代理の方に、よろしくお願ひしたいなというところでございます。

### 3 協議事項

○飯島委員（座長代理）

改めまして飯島です。では、本日の議進行を座長代理ということで進めさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。では、内容に入ります前に市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市会議の公開に関する指針により、つくば市自立支援協議会を公開といたします。ご賛同いただける方は拍手をお願ひいたします。

（委員一同が拍手）

ありがとうございます。それでは最初に事務局の方から資料の確認をお願ひします。

（先にマイクの動作・音声確認を兼ねて、各委員が自己紹介を行う。そのほか事務局より本日の欠席委員をお知らせする）

○飯島委員（座長代理）

ありがとうございます。では、引き続き資料の確認を事務局お願ひいたします。

○事務局（福田室長）

（配布資料について説明）

○飯島委員（座長代理）

はい。ありがとうございます。それでは早速協議事項に入っていきたいと思ひます。発言の前に、手話通訳の方が通訳していただけるということなので、お名前をおっしゃってから発言いただけると幸いです。それでは協議内容、仮称ですが、つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定に係る意見交換について事務局説明のほどよろしくお願ひいたします。

○事務局（福田室長）

事務局から資料についてご説明させていただきます。順番が前後しますが、最初に資料6、条例策定のスケジュール案というところで、このプロジェクトにお集まりいただいた皆様の今後のご参加のイメージ、条例がどういう形で作られていくのかという全体像を少し掴んでいただければと思います。資料6は、本日のプロジェクト会議を第1回としまして、複数回、おそらく皆様からご意見を頂戴していく形になるかなと考えております。資料の下から二つ目のところで、6月定例会で条例案の承認とありますが、こちらは令和7年度6月のいわゆる市の議会になりますけども、定例会といいます。そこで、皆様からのご意見を頂戴して、市で作成した条例案を議会の方にちょっと提出して議会の承認を得るところが一つのゴールになると予定しているところがございます。なので、そこから少し遡ると、委員の皆様以外の多くの一般市民の方からの意見を頂戴する場としてパブリックコメントという手続きを取るような流れにしております。（来年）2月頃のパブリックコメントのスケジュールを予定しているというところなんです。そのあといただいたご意見に対して修正や回答するという手続きがございますので、（来年）6月の議会に提出のスケジュールになるかという見込みでございます。少しまた遡りまして、上から二つ目の10月から11月という項目のところでは、本条例策定に伴って条例を策定し、それに伴っての市の施策ですね、様々な施策を、行うことについても後程皆さんからもたくさんご意見を頂戴することになると思っておりますので、条例策定とは別でまた私どもで実際どのくらい何を実現していけるのかというところで調整等が入る見込みです。順番が非常に飛んで申し訳ございませんけども、このスケジュール案の最後7月と書いておりますが、6月の議会で承認いただいて、条例が成立した後、公布となった後ですかね。公布されて、実際どうするのか、どういうことを実際に施策としてやっていくのかということについても、この後ですね、どうなるかご報告等の時間を設けさせていただければというのがこのスケジュールの資料です。

続きまして、先ほど資料の添付でご紹介した資料の3と資料の5について少し触れたいと思います。先に資料5になりますが、今年の2月、3月から7月までにかけてのところで、団体の皆様からご意見を頂戴する機会を設けてきていたものを事務局でまとめた資料というところがございます。一番左側のところにローマ字でA B C Dなど見出しがついておりますが、委員の皆様でどこの団体さんの

ご意見かということとはわかる団体の方もいらっしゃるかと思いますけども、団体名は特に載せずに、ご意見について最初のところでは情報の取得や意思疎通の手段の困りごとについての各障害者団体の皆様からのご意見をまとめた資料になっております。その次に、条例に伴ってのその市に望む施策です。どんな施策が望まれるかということでお聞きした内容をまとめた資料です。ただ、ちょっと我々の方でのまとめの中で、困りごとのところに本当は区分けするのか、施策のご要望のところで書くべきだったかっていうと、もしかしたら違うところに記載がなくなってしまっている可能性がございますが、団体さんの中もしくは他の障害の方々からのご意見を伺っての普段の生活で困ってらっしゃることと、それに伴って、こんなことがあったらいいかなということでご意見を頂戴したものがこの資料には載っているというふうにご理解いただければ幸いです。

続きまして、資料の3になります。こちらは、本日その条例を策定するに当たりまして、皆様にご意見をたくさん頂戴したいなというベースになる資料です。タイトルとしてはそもそもの条例の名前からと思いますが、すべて仮称というふうについておりますが、つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の言い方として、法文的には見出しというふうな言い方をしているので、見出しとついてはございますけども、どういう項目で何を載せるのかということを表している資料になっております。条例は見出しと言いますので、見出しのところにはこの括弧書きでございますが、この表にある通り前文から目的、定義、基本理念、市の責務、事業者の責務、市民の責務、そのあとは財政上の措置であるとか、施策の推進に関する事などいわゆるその条例をご覧の方は、確かにこういう載っているなというふうにご理解いただけるかもしれませんが、その見出しというものを並べたものでそれは一体どんなものをそこに記載するのかというのが、その右のところがございます、条例の概要案についてというところにまとめているものになっております。例えば、前文にあたっては、条例制定にあたってそこは市の意思表示に関する文言が、その前文のあたりに載るというところでありまして、定義のところは条例内で使われる用語に関する定義をそこに記すものです。その他、書いてある通りのところを説明している資料となっております。こういった項目、見出しを設定して条例を作っていくというところですけども、この、そもそもの設定のところから皆さんからご意見いただくということを考えているところです。この、我々の方でこういった条例の項

目、見出しのところを資料として提示して、さらにその前段で、資料の4になりますが、そもそものところで、本日ご参加いただいている委員の皆様も含めた団体の皆様からいただきました市への条例策定の要望書をですね、この中には障害者団体さんの皆様が日々の生活の中で困ってらっしゃることなど、こんなことが必要じゃないかというふうな思いをたくさん書いてくださっているような内容になっておりますが、これに基づいて、市の方で今回の条例を策定していくという考えておりますので、主にこの資料の3で、その条例、こんな見出しの項目を作っていこうという内容のものを盛り込んでいったらいいのではないかという点について、ご意見を頂戴できれば幸いです。資料の説明は以上となります。

○飯島委員（座長代理）

はい。飯島です。ありがとうございました。それでは、ちょっと幅が広いんですが、今のお話ですとこの資料、この条例の項目の見出しと言われるところに、どんなものがあるといいのではないかとか、その概要案、中身ですね、説明文のところこういう説明があるといいんじゃないかのような条例の方針といいますか、その中身について少し皆さんからこういうのがあるんじゃないかというご意見をいただければということ合ってますでしょうか。そのような形、もしくは色々ご意見いただいて結構だと思いますので、いかがでしょうか。皆さんの方からご発言、ご意見いただければと思います。

○江藤委員

江藤です。全体的に上手い言葉にできないんですけども、ざっと条例の見出しと概要を見ていて、市が、市民が、事業者が、ってなっているのはすごく納得できるんですけども、市民のところ当事者を含むってような形が書かれていてもいいのかなと。ここにいる人だけが障害者ではないので、障害のある方々自身、本人ご自身達がこういうことにあまり関心を持ってない方ってすごく多いと思うんですね。なので、できればそういったところにも周知徹底していただいて、積極的にこういう条例があるんだよ、活用してくださいよっていうふうな形で、何かそのどういう書き方をしたらそれがうまく伝わるのかちょっとわからないんですけども、もちろん障害当事者の方たちも市民ですから、市民と言っ

てしまえば全部まとまって入ってしまうのかもしれないんですけども、特に利用する側がそれをよく知っていた方がいいのではないかなというふうに思ったので、何かどこか違う形でもいいので、書き加えることはできないかなとちょっと思いました。

○飯島委員（座長代理）

はい。事務局、いかがでしょうか。

○事務局（福田室長）

貴重なご意見だと思います。非常にごもつともなところで、障害が有る無しにかかわらずというふうに、そもそもの法律の中にも謳われてたりしますので、市民というのは多分その障害のある方々も含めての全体としての市民と位置付けなんですけど、うっかりすると、もしかしてそこを我々の方で分けちゃってるっていうか、そういう意識にならないように、文言で表現するのか、条例文に仮にちょっと載せづらいんだとすると、何かの形で周知の際には気をつけた周知が必要というような理解でよろしかったですかね。

○江藤委員

正直なこと言ってしまうと、私もどうするのがいいってのがよくわかってはいないんですよ。ただ、やっぱり利用する人たちがわかっていないと、うまく使えないなというふうに思っているんで、それが周知徹底する施策の方でいくのか、条文の文章の中に入るのかっていうのは、ちょっと今、上手に表現できないので、追々話をするうちに決められていくといいのかなと思っています。自分が嫌なことは嫌、やりたいことはやりたい、これは駄目とかっていうやつはいいんですけど、こういう人達は、結構そうやって周りの人とうまくコミュニケーション取りながら、はい。あまりにもこれ聞いてあげてね、聞いてあげてねっていうだけで何とかなるんですけど、今まで自分で意思決定ということをしてこなかった子供達、親の立場から言うと、親の都合で、この子はこれができないからこうしてやるこうしてやれみたいな形で、良かれと思って色々やってきてしまっていることから自分で意思決定をしてこなかった子供達、そういう子供達にいきなり意思決定しなさいよ

って言われても多分できないと思うんです。だから、こういう決まりがあるんだよ、君はこれからこういうことを考えるんだよってことをしっかり教えていくシステムみたいなことが、本当は幼児の頃からあったらいいと思うんですけれども、中々それは保護者の方もそこまでの余裕がないことが多いので、どうしたらいいのか実は私もよくわかってないんですけれども、本人の意思決定を支援するのならば、まず意思決定ができる環境を幼児の頃から作っていかなければいけないというふうに思っています。それがここで書けるのかどうかは全くわかってないです、申し訳ないです。今、本当に漠然としたことしか考えてないので、本当にこれ、上手に表現できなくて申し訳ないんですけれども。意思決定ができるけれどもコミュニケーションが難しい人と、意思決定がそもそもから難しい人がいるので、そこまで含めて、条例にできたらいいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ごめんなさい漠然としていて。

○飯島委員（座長代理）

はい。飯島です。ちょっともしかしたら意図が違うのかもしれませんが、ただやはり声を出していただける方はそれはそれでいい、またこうやって情報アクセシビリティっていうものがまたこういう法律で整備されていくと使いやすくなる部分も出るんでしょうけど、そもそもそこにまだ至らない方もいらっしゃるっていったところでどう配慮するかが文言で載せられれば載せるだろうし、ということでもちょっとご検討いただければということですかね。合っていますか。はい。少し事務局、大丈夫でしょうか。多分ご意向はそのような形ということなので、一度いろんな市町村がそういう対応しているかどうかは、私もちょっと存じ上げないのですが、もし、そういう何かちょっと配慮といいますか、ちょっと念頭に置いていただければということのようなので、意思決定とはまた違うと思いますので中々載せづらいんだらうなっていうのもあって、多分江藤さんの方も文言が中々言葉にできないということなのかと。はい。念頭に置いていただけるとそれとやっぱり使える方が使えるような形にして、環境を整えていくっていうことかと。



○江藤委員

どっかに書いてあったと思ったので、それはそれでやっていただかないとなつてというのはありますので、ぜひよろしく願いいたします。

○飯島委員（座長代理）

はい。ありがとうございます。他いかがでしょうか。事務局、条例の見出しは、国の見出しに則って、案という形で出していただいているということによろしいですかね。追加したとかありますか。

○事務局（福田室長）

そうですね、いわゆるその法律、法文にも項目が同じように見出し、条例は見出しといたしますけども、同じ項目ですが同じ条例っていうその見出しのところと同じように、目的とか定義とか基本理念とか、そういった表現で第何条何々ってところなどでたくさんこう並んでるわけなんですけども、すべて法律のその項目をすべてその条例の見出しのところに全部落とし込んであるというわけではなくてですね、これはもう法律として、もうこれ以上ないかなっていうところはわざわざ条例に書き写す必要性がもしかしたらないかというものは、少し省略させていただいているということです。なので、つくば市として、ここは条例として、市として確認して共有していったほうがいいかなという項目を少し抽出しているものが今回ご提示させていただいてる資料3の条例の見出しのこの幾つかございますが、その条例見出しが資料の内容になってるということです。例えば、法律だと、例えば、関係者相互の連携及び協力です。非常にもっともすぎて、何かそれはわざわざその条例にする必要ないかなと思ったりするものがございまして、法律で言うところのこれ何条なんでしょうか。国や地方公共団体事業者その他関係者は、その障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を効率的、効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。そりゃそうですねっていうことなんですけども。これをわざわざ条例に記す必要があるかなっていうところがあつて、ちょっとそういったものは少し省略させていただいてるということもあつたりします。ただ他の表現でも協力し合つてこの条例を進めていくというか、推進するということも同

時に残さなきゃいけないかなと思っておりますので、重複しないような内容で項目を抽出していくと、ご提示のような資料のぐらいになるかなという印象でした。

○飯島委員（座長代理）

ありがとうございます。いかがでしょうか。せっかくなので自由な意見でもいいんですが、末森委員からもしよければ、ご意見、ご発言をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○末森委員（手話通訳者による通訳）

末森です。要望書の方をご覧いただければおわかりいただけると思いますけども、この条例案はつくば市聾者協会が発起した形で地域の間、連協の皆さんと県にもご協力いただいて要望書を出させていただいたという流れがあります。行政の皆さんにも幾度となく話を重ねました。私共、聾者協会からは言いたいことはあらかた話してあると思います。二つだけ改めまして皆さんの方をお願いしたいことがあります。そうすると、行政の皆さんには申し訳ないんですが、この情コミュ条例について率直に申し上げますと、日本の中では後発組の方と思っています。全国各地では情コミュ条例の方は制定した市町村というものが、都道府県はいっぱいあります。その中で、あえてつくば市が全国から科学都市として知名度を誇る市としまして、このような特色あるものを出すかどうかというのを考えるところが必要だと思えます。二つ目。3番目の見出しの方の定義、その中に障害者のコミュニケーション、情報取得、またはコミュニケーション関係、何て言いますか、科学、学術的な定義をできる限り盛り込んでいただければありがたいと思っております。例えば、皆さんご存知かと思うんですが、情コミュ条例の方は、全国各地では手話言語条例の制定の方もどんどん進んでいる状況です。つくば市聾者協会は、5、6年前に、手話言語条例を市議会の方に請願しまして審議会の方で採択されましたが、そのあとに聾者協会自らが撤回したという流れ。そこから改めて、情コミュ条例を請願したという流れがあります。少し長くなって申し訳ないんですが、なぜこういうことになったのかといいますと、私は日本手話学会の会長をしておりました。手話言語条例の中に中で定められている2番、

日本手話の定義というものが、実は学術的には何も決まっていないうことな  
んです。ただ、施策上、日本手話には音声日本語とは異なる文法があるといっ  
たような、施策の都合上、便宜的に、日本手話は音声日本語とは違う文法がある  
っていうふうに県のものに掲載されていますが、実際には私みたいな形から手話  
を覚えて、そのような人は、日本語音声、日本語に日本手話の単語を載せる形  
で手話を使っている聞こえない人もたくさんいます。全国各地の手話言語条例  
を見ますと、いわゆる日本語対応手話についての定義も載せるいうところも少  
なくないです。末森個人といたしましては、手話の研究に関する知見を十分  
に理解した上で、日本手話、日本語対応手話、または目の見えない、聞こ  
えない二つの障害をあわせ持った盲聾者が使う手段は、この三つの方法  
を使ったコミュニケーションでの定義というのをぜひとも、全員のところ  
に載せていただければ非常にありがたいと思っています。全国で初めての  
日本手話と日本語対応手話、その違いを踏まえた条文のほうを載せて、そ  
れを条例としてつくば市が載せていただければ、つくば市が誇れるもの  
になるのではないかと考えております。こちらこの機会に、例えば、ほに  
ゃらの川島さんが行っているような通訳をどのような定義として定めるか。  
川島さんがいない場所で言うのもちょっと気が引ける部分があるんですが、  
発音の明瞭度が低い方のための通訳などをどう定義として入れるか、そ  
の辺も皆さんの間で意見交換をしていただければと思います。以上です。

○飯島委員（座長代理）

はい。ありがとうございます。今の意見ご意見何か事務局の方からござ  
いますか。

○事務局（福田室長）

詳細な手話についての特に手話というところで、周りにはもう理解しが  
ちなところですけども、全くまた違うようなあり方があるお話をいただき  
まして、いわゆる学術的な定義としての用語ですね、定義を条例の中にち  
ょっとどこまでを書き込めるかというところ私もすぐにご回答ができず  
に本当に申しわけないところですけども、ただ条例は一般の方が見て、  
つくば市ではこういうものやるんだっていうことを理解していただくに  
あたっては、条例の中で使われるよ

うな専門用語が出てきますので、障害福祉に携わってる方は馴染みがあったとしても、全くその障害福祉に関わったことがない方が見てもこれってこういう意味なんですねっていうことがわかるものを、多分定義の中には書き込むようなイメージではありますが、どこまで定義などをちょっと書き込めるかはちょっとこの後検討が必要かなというふうな印象でございます。

○飯島委員（座長代理）

はい、ありがとうございます。ぜひ何か末森委員からも学術的なものがあったりなかったり実はするんだってことがわかったっていうお話もあったように、多分あるものないものがまだまだ混在しているような気がしますので、何かその辺りでいいものがあれば、ご検討、反映いただければと思います。ありがとうございます。沼尻委員、いかがでしょうか。

○沼尻委員

つくば肢体不自由児者父母の会の沼尻です。私はちょっとこの条例に関してって言われると難しいかなっていうところではあります。先ほど江藤さんも言った通り、小さいうちから、とにかく早いうちから何とか少しずつ教えていけるような状況をもっと増やしていければなというふうに常々なんて思っております。例えば、保育所であったり、幼稚園であったりというのが、やはり障害があるというだけで入りづらい状況などもありますので、そういったところで少し通常の健全の子供たちと関わり合うことをもっと増やして欲しいなというふうに思います。現状の子供たちと交流することによって、言葉を覚えたり、そういった注意事項、例えば、これをしてはいけないとかっていうのを見て覚えたりっていうことも多少なりとできると思うんですね。目で見えるもの、音でわかるもの、声で聞こえるもの、そういったものを、そういった状況をどんどん増やして欲しいなというふうに、思うんですね、ただこれを条例にするって言われると、どうなのっていう感じはするんですが、とにかくコミュニケーションを取れる状況を増やしてもらいたいなというふうに思っております。すいません、そのぐらいしかちょっと私的には何も言いづらいことではあるんですが、よろしく願います。

○飯島委員（座長代理）

ご意見をお願いしてすみませんでした。ありがとうございます。江藤さん追加ありますか。

○江藤委員

今ちょっと思ったんですけど、せっかく条例を作ったのなら、知的障害のある人にもわかりやすいような冊子を条例につけてあげたらいいかな。そういう人たちに説明できるような冊子みたいなものがあると私達もとても助かります。ご本人達も自分で読めるってすごくいいことだと思うんですよ。もちろんこれは文字が読めることになっちゃいますけれども、読めない子だったとしても、例えば、周りの人が説明するとき相互に協力してって言われるよりも、みんなで一緒になって言ってくれたらわかるじゃないですか。そういったような、わかる文言で書いたものがどこかにあるといいかなと。冊子か何かでつけてくれるとありがたいかなと思いますので、ぜひこれを機会に全部の条例もそういうのができたらいいなとは思いますが、とりあえず本人たちに関係のあるこれだけでもまず最初に作ったらいいかなと思います。

○飯島委員（座長代理）

ありがとうございます。今のは何か広報周知の手段といったところですよ。今日はこの辺りは大丈夫ですか。まだそんな早いものじゃないですかね。また何か複数回この場を重ねるときにわかりやすいものがあるといいなと思います。色々広報手段はあるかと思うので、その辺りまたご意見をいただきたいと思います。ありがとうございます。篠崎さん、いかがでしょうか。

○篠崎委員

つくば総合福祉センターの篠崎です。私の方としては、先ほど沼尻委員からもちょっとあったのと似てるかと思うんですけども、やっぱりこれはコミュニケーション条例ってだけではないですけど、障害に関してっていうことは、やっぱり知らないことに対する恐怖っていうものがとても多くてですね、それでコミュニケーションを拒絶されるようなことも多々あると思いますので、やはり一般の学

校とかからですね、早いうちから障害に対しての教育だとかっていうところと連携をしてですね、まず障害を知ってもらって、どういうふうにこういう障害のある方とはコミュニケーションをとったらいいとか、そのあたりのですね、促進事業とか施策の推進になると思うんですけども、そういったものが入ると障害に関することもですね、広く知っていただけることもできますし、あとはコミュニケーションということに関しても実際そんなに構えなくていいんだよってというようなことをですね、市民の方々、一番は子供、青年期、少年期でわかっていたら、よりつくば市内の障害に対する理解とコミュニケーションの仕方っていうところも広がってくるんじゃないかと思いました。以上です。

○飯島委員（座長代理）

はい。ありがとうございます。それでは吉田委員、お願いしてもいいですか。ありますか。

○吉田委員

つくば市社会福祉協会、吉田と申しますよろしくお願いいたします。私も計画相談でですね、視覚障害の方の利用者様が何人かいらっしゃるんですが、ちょうど65歳になるという年齢の方なんですけれども、外出の際とかも情報が全然取れないというところで、今引きこもりがちになっているという方なんですけれども、例えば、その方は市の方から通知が来るんですけれども、その読み上げる機能のものがなかったというところがあったんですが、最近その機械を入れたんですけど、その機械の使い方がわからないということで、結局今もその情報取得に至っていないという方もいらっしゃいます。あと、その方が気にされてるのが、今、昔の携帯を使っていった方なんですけれども、視覚障害の方は結構 아이폰を使うという方が、アプリが充実しているというところでそういったものを使いたいというところなんですけれども、年金生活なので今スマートフォンが結構高額だということで、中々購入できなくて今後どうしようかというふうなご相談も何度かいただいているところもあるんですけれども、この資料3のところにも財政上の措置というところで書かれているところの中にこういったICT関係の補助などに関するものも含まれる余地があるのかどうかというところをちょ

っとお伺いしたいと思っております。事務局、よろしく願いいたします。

○事務局（福田室長）

法律上でそもそも書かれてるところにちょっと戻りますと、法制上の措置等というところで法律でいう10条には、政府は障害者による情報の取得並び及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施するために必要な法制上または財政上の措置、その他措置を講じなければならないって、ものすごく広い書き方に法律ではなってるというところで、おっしゃる通り、そういった用具、情報取得に関わる場所の用具の取得に関しては、それは政府としてはこの法律にはその講じなければならないって広く書くわけですけども、その市の条例の中にどういうふうを書くかというところは、そういう意味でここは多分議論があるところかなとは思っております。

○飯島委員（座長代理）

ありがとうございます。武田委員いかがでしょうか。

○武田委員

筑峯学園の武田です。すいません、自分まだこの条例について詳しく把握しきれてないんですけども。単純にコミュニケーションっていうと、双方があつてのものだと思うので、すいませんちょっと差別区別になるような言い方になってしまいかもしれないんですけど、先ほど健常児、障害児って話もありましたが、その健常児の子たちが障害を持った子と関わる時にどうやったら関わりやすいか、わかりやすいか、挨拶のコミュニケーション双方の障害を持たれてない人たち側がこうしてもらえると関わりやすいよね、わかりやすいよねっていうようなものを聞ければというか、そういうのがあると何か双方の意見もあつていい形ができるのかなあと。すいません、漠然とした話なんですけどそう思ったところです。以上です。

○飯島委員（座長代理）

はい。ありがとうございます。今のは一ご意見という形でよろしいんですよ

ね。はい。ありがとうございます。原口委員、いかがでしょうか。

○原口委員

ライフサポートセンターの原口です。そうですね。実際にまずは資料3の条例の見出しなどを実際に文書を作っていくところから始まるということだとは思いますが、さっき福田室長がおっしゃったように、何かどこまで具体性をここに盛り込むのかがというところはどうなのかなというふうには思います。具体的にやればやるほど検討に時間がかかるし、だからこそなかなか、こうふんわり書くというか、なんか契約書だったりとかそういうものもあんまり書き過ぎちゃいけないんだよっていうことを以前教えてもらったことがあるので、ここで具体化したらいいかなと思う反面、具体的に書き過ぎても何かそこに縛られてしまうかなとは思っているので、やっぱり色々作っていらっしゃる自治体もおありのようなので、そういうところを参考にしつつ、つくば市はどこをそこに盛り込んでいくちょっと、独自性をプラスしていくというような形で考えていくのが最初は妥当なのかなという感じはしております。それでやっていく中で、またつくばの独自性だったりとかそういうのを入れて、一方、実際に広報をどうするかとかそういうね、具体的なところをやっていく方が、中々これができないがために進まないよっていうことがないようにしたいのかなというのを漠然と考えながら聞いておりました。はい。ありがとうございます。

○飯島委員（座長代理）

はい。ご意見でよろしいですかね。はい。それでは田邊委員いかがでしょうか。

○田邊委員

はい。私の意見っていうことになるかと思いますが、コミュニケーション条例というものが他の自治体でもかなりもう作っているところがあるのであれば、そういうところがある条例を利活用して、こういう障害者の方がコミュニケーションをより取れるようになり、要は目指すところは、先ほどの言い方だと健常者っていうかそういう方とかそういうことにかかわらず、障害のある方も生きやすくなるやさしい社会っていうものが実現できることが大事かなと思いますので、その



ためには、やはり小さいときから自然にそういう方がお子さんが近くにいれば、自然にそれを受け入れてお手伝いするのも当たり前みたいな、そういう社会ができるっていうことが大事だと思うので、後から作るっていうメリットは先人のいいところ取りをするみたいな、それを参考にしながら、つくば市の特徴も入れていいものを作ればすごく明るい社会になるかなと思います。

○飯島委員（座長代理）

ありがとうございます。とてもまとめていただいたようなご意見ありがとうございます。それでは井口委員、いかがでしょうかもしご意見等ありましたらいただければと思います。

○井口委員

視覚障害者は移動が大変で、引きこもったり、高齢になると外に出るのが億劫になるところがありますし、情報が取れなくなる。ぜひこういう条例を作ってほしいと思っています。スマホの話も出ていましたが、スマホも見えていないと自力で学ぶのは難しいところがあって、水戸の点字図書館などで勉強会をやっているけど、水戸まで行くのは大変で、つくばでも勉強会や講習会を声掛けすれば協力してくれると思う。条例策定にあたって、当事者が行政と話し合いを持ったり、意見を聴くなどのいい関係を作ればと思います。

○飯島委員（座長代理）

はい。ありがとうございます。一通りちょっと皆さんから貴重なご意見をいただいたんですが、その他、追加でという方はいらっしゃいますか。はい、末森委員お願いします。

○末森委員（手話通訳による通訳）

つくば市聾者協会の末森です。皆さんの貴重なご意見をお聞きし聞きまして、一つだけ少しお話しさせていただきます。つくば市聾者協会がこの条例案を出した意図とといいますか、皆さんに十分伝わってないのかなと思ひまして、ちょっと補足させていただきたいです。行政の皆さんも考えていただけてますが、条例の

名称ちょっと固いですね、令和5年度の国で定めた法律の名称のまま借用してるような感じがします。先ほどコミュニケーションについて皆さんお話いただいたと思いますが、考えればコミュニケーションの日本語がないですね。皆さんコミュニケーションといえば英語というふうなイメージで使ってますよね。なぜでしょう。コミュニケーションという英語には元々そういった概念が日本語にはあまりない。だから皆さん戸惑いながらもコミュニケーションという言葉を使うって面があるのではないかとか思っています。今は言語学の方もすごく変わってきています。言葉の問題だけで扱うわけではなく、色々な人がいるその場の中でコミュニケーションをしていく。それはコミュニケーションとは何なのか、つまり、情報の伝達それだけではない、情報と情緒その二つを伝達し合う、そういった場を考えていこう。そういった考え方が基本的になってきました。情報と情報保障を伝達し合うことを考えていこうというのが、最近の言語学での基本的な考え方になってきています。条例の方も意思疎通というわけではなくということではなく、情報と情緒の伝達する場をそれを作るようなケース、そういった場を形成するそのような文脈を情報条例の方に入れていただきたいというのが一つの案のかなと思っています。決して自分からアクセスが難しい人を省くというわけではありません。色んな障害者の人達、子供達もそうです。医学的な障害を持っていない人達、それをその人達に合わせた一緒の場でお互いの情報をスムーズに伝達し合えるような場を作っていきたいと思います。理念をまず条例の方にわかりやすい言葉で書いていただければありがたいと思っています。皆さんと行政と有識者の皆さんの意見をいただきたいと思います。繰り返しになりますが、最近の言語学は本当に変わってきてます。言葉だけをとりあえず取り上げるのではなく、お互いの情報の伝達、情報だけではなくてお互いの感情、先ほどお話ありました障害者は怖いそういった感情も、最初に素直に伝えることができるかどうか、その場そういった場をつくれるのかどうか。そういった方向で話し合っただけであればいいのかなと思います。以上です。

○飯島委員（座長代理）

ありがとうございます。言語についての学識関係者っていらっしゃるんですけど。いらっしゃらない？ちょっと私もわからないんですが、今、末森委員のお

話からいくと、確かに条例の名前もちょっと意見があればいいななんて思ってたところだったんですが、意思疎通というのは国の法律もそういう表現は入っていますが、意思疎通という言葉はあまり適してないのではないかなってというのが、今ご意見であったということによろしいんですかね。まずは、逆に今コミュニケーションということ単語も出てきましたが、あまりこの言葉、適してる感じではないそうなんです。難しいですね、国の法律に使われていることは。それに比較していい言葉が出てくるかというのが事務局の中で中々難しいかもしれませんが、ちょっとそういう一面もあるということのご意見だと思います。事務局何かありますか。いかがでしょうか。

○事務局（福田室長）

少しコメントにしかならないんですけども、資料4でいただいております、今回皆様からいただいている条例策定の要望書なんですけども、広く今日共通でこういうものでいいのではないかとこのところ、ご賛同いただいている団体の皆様からの合意できっとこの文章はあるかなという認識なんですけども、そこにはご提案いただく条例の名前とともに通称や略称という形で障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進条例というふうに記載していただいたりするんですけども、中々ぴったりした表現がない場合は、我々としては、ご要望いただいたところの文章により近いものを選択していくことかなと思って、これはどの辺を、少し皆様のご意見として拾ったらいいかなと思ったところですが、このいただいた要望書にあるような表現だと何かちょっと足りないというか、もしかその方向が違うとかそういった認識なのか、ぴったりはしないかもしれないけども、意思疎通という表現はどっかに入れてもいいのか、何かその辺がいまいち私もわかんなくなっちゃったんですけども、コミュニケーションとか言葉自体が入ることがちょっといかがなものかっていうことなのか、入ってもその表現の仕方によっては、それはそれでいいということの理解なのか、確認したいなというところでした。

○飯島委員（座長代理）

末森委員、今の意見とかご質問に対していかがでしょうか。

○末森委員（手話通訳による通訳）

つくば市聾者協会の末森です。私の今の職場で、委員長、経済産業省、農林省とか総務省の研究評価証の使用について色々な意見を取りまとめる立場なので、行政が色々な意見をすり合わせて作るのは十分察しますので、今後話し合いを重ねて、よりよい方向に持っていければありがたいと思います。ただ一つだけ皆さんにもお話ししたいんですけれども。例えば、私ども発音明瞭度が低い聴覚障害者の場合、話せる視覚障害者とか肢体不自由者は、これで話せる関係ないという気持ちもないとは言えません。逆に、例えば、視覚障害者とか車椅子の方は、自由に歩けるじゃないか、僕らとは違うという思いがあるかもしれません。そういう気持ちを素直に出し合って、お互いの障害の違いを頭の頭に入れた上で、理解してお互いが共感できるとは思わないですから。そうですよね。障害が違えば、真に共感できるのは難しいと思います。でも、それを頭に入れた上でも、頭の上ではお互い何が必要なのか、お互いに情報とか情緒とかを伝達し合うためにどういう場が必要なのか、それをお互いに話し合っただけでよりよい方向ができればと思います。そういう意味で、ぜひ皆さんもぜひ率直な意見を率直な思いをぶつけてくださればありがたいと思います。以上です。

○事務局（福田室長）

ご意見ありがとうございます。中々難しい表現の取りまとめというところで、非常に宿題いただいたような感じがいたしますが、法律自体がある程度多くの方の合意を得られてこの表現なってるかどうかまで、私達はそういった意味お預かりしてないところありますけども、読んでみてこの表現のもとに多くの皆様からのご意見が集まっているということも確かだと思しますので、どういう文言がふさわしいかというのも私だけでは決めかねるところがもちろんありますので、皆様から今回いただいたご意見、また事務局の方でもそこは少しまた幾つか先行している自治体の表現等も含めて、拝見していいものを作っていけたらいいかなという印象です。ありがとうございます。

○飯島委員（座長代理）

はい。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。追加ご意見等は。江藤

委員お願いします。

○江藤委員

すいません、また少しは先の話になっちゃうかと思うんですけども、今ちょっと厚労省の法律の条文と、あと日常生活用具の支給基準と確認してみました。先ほどおっしゃってたの、スマホだとか、そういったようなところは実は入ってるのってはないんですけども、情報通信支援用具として給付対象にはなっているんです。ただ、スマホであったりとか、そういうものはないんです。例えばパソコンの周辺機器であったりとか、あと今どきファックスですよ、ワープロですよ。もう基準がこれなんです。国は新しい機器をどんどん開発しなさいよと法律の条文の方には書いてるのにもかかわらず、支給決定基準がこれなんです。要するに全然直ってないので、これは支給決定基準に関しては自治体に任されている部分もあるので、せっかくなんで、どんどん新しいものオッケーにしていったほうがいいのではないかと。この先、施策の中で上手にやっていけたらいいなと。これはもう条例とは全然関係ないすごい先の話なんですけれども、見ていただけたらいいかなと思います。お返事は今は結構です。

#### 4 その他

○飯島委員（座長代理）

ありがとうございます。他はご意見いかがですか。大丈夫でしょうか。はい。多くこちらの進行で皆さんにマイクを回してしまいまして大変申し訳なかったんですが、おかげで、いろんなご意見、方向性についてのご意見をいただいたから、またその先の周知、あと施策についても少しご意見が出てきたところかなと思います。本当に進行の場で感謝申し上げます。それではその次の議事に移らせていただきますが、次の議事がその他になっております。その他、もしこの場で何かご発言等いただく方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。はい。末森委員お願いします。

○末森委員（手話通訳による通訳）

つくば市聾者協会の末森です。何回もお話して申し訳ないんですけども、行政

の皆さんにお聞きしたいんですけれども、来年、もし、条例案が市議会に上程された場合、必要ならば障害者自立支援協議会の実施要綱の改正案も行政の中で検討するのはやぶさかではないということによろしいでしょうか。ちょっと皆さんには何のことかちょっとわからないかもしれないんですけれども、僕はお伺いしたいと思います。

○事務局（福田室長）

すいません、もう一度、今ご発言いただいた末森委員からの今のご意見は、条例が公布になったら自立支援協議会の設置要綱も改正してはいかがかというふうな、ちょっと繋がりがいまいちわかりづらかったんですけれども、条例ができたことと自立支援協議会の改正というところの繋がりをもう少し教えていきたいかなというところです。

○末森委員（手話通訳による通訳）

末森です。時間をとらせてすみません。今後の話し合いで今度この話が出てくると思うんですが、つくば市聾者協会が行政に出した要望書の中で障害者自立支援協議会の中に子ども部会、大人部会とは別に情コミュ部会を立てて欲しいところで、情報コミュニケーション条例に基づいた施策を話し合うようにしていただきたいとお願いしました。この後、行政の考え方を聞いてそれにこだわらない意見を出しましたけれども、今後の話し合いの中でもし情コミュ部会を立てることがいいという意見がまとまれば、行政としては、実施要綱を改正する分にはやぶさかではないということによろしいでしょうかということ聞いたわけです。

○飯島委員（座長代理）

飯島です。情コミュの協議をする場が、どこかできるその時に自立支援協議会の中にとということもやぶさかではないのかというご質問ですかね。合ってますか。

○末森委員（手話通訳による通訳）

末森です。皆さんには今後の話し合いを重ねるということで、その件からのっ

けから話すのはちょっと気が引けるんですけども、現在の大人部会で十分障害者、障害児のために、情報取得、コミュニケーション支援、支援のための施策、十分話し合いができると思えない。だから、三つ目の部会を立ち上げていただきたい。ここで話し合っただけであればありがたいんですけども、この場で話すことではなかったかな。今後の課題として意見を出した次第です。

○事務局（福田室長）

事務局の方から少しお答えさせていただきたいと思います。貴重なご意見かと思えます。今回、大きな目標としてまず条例という形にして策定を進めていくという、とても皆様方をお願いするに非常に申し訳ないぐらいですけども、たくさん条例策定にあたっての貴重なご意見をもらうというものと、併せて条例ができた後に当然行っていく施策も情報の取得とか利用、その意思疎通に係る施策も市の中にはあるけれども、さらにそれを拡充していくようなことか、何が取り組めるかということのご意見もいただくことが必要かと思えますが、その場として自立支援協議会の中での別な話し合いの場が必要ではないかということかという理解です。ただまさに、この今回ちょっと大きな目標としては条例の策定ではありませんけども、複数回行うという枠組みの中では施策に伴う条例の策定等の施策ですね、何をやるかということについてのご意見をすでにいただいて、部分的にいただいているところもございますし、そこはまたご意見を聞くような機会を設けていくということは必要かというふうには認識です。ただ、ちょっと今ここでここで自立支援協議会のところに別部会作りますって言うことができるものでもないというふうな認識ですので、そのあと他の委員さんからもご意見を頂戴して、どんな形がいいのか色々のご意見を頂戴して参りたいというところです。ありがとうございます。

○飯島委員（座長代理）

他、いかがでしょうか。はい。では特になければ私の方の議事はこれで終了とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。事務局に戻します。

## 5 閉会

○事務局（福田室長）

本日皆様の非常に貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。スケジュールの資料でも最初見ていただいたご覧いただいた通りで、ちょっときついスケジュールになって恐縮かもしれませんが、少し早めにその次にお集まりいただくような機会を設定して参りたいというところです。プロジェクトのこの枠組みで進めて参りますので、飯島委員さんであるとか、参加されてる団体さんの方々に、スケジュール調整させていただくようになるかなと思いますので引き続きよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

本日の会議次第の方はこれですべてというところでございます。本日、長時間に渡りまして貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。井口先生もオンラインでご参加いただきましてありがとうございました。本日はこれにて会議の方は終了させていただきます。お疲れ様でございました。



## 配布資料一覧

(仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に  
関する条例策定についての懇談会

(以下、「条例策定プロジェクト会議」という。)

- 1 条例策定プロジェクト会議次第
- 2 条例策定プロジェクト会議委員名簿
- 3 (仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の  
見出し等について (案)
- 4 「つくば市に住む障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通にかかる施策の  
推進に関する条例」の制定施行について (要望書)
- 5 条例制定に係る団体ヒアリング状況 (意見等一覧)
- 6 条例策定のスケジュール案について

(参考資料)

- ・ つくば市障害者自立支援協議会設置要項

(仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する  
 条例策定についての懇談会委員名簿 (2024. 9. 24 現在)

R6年9月24日～R8年3月31日

No.	区 分	所 属	役 職・氏 名	備 考
1	障害者福祉団体等	自立生活センター ほにゃら	代表 川島 映利奈	
2		つくば市聾者協会	代表 末森 明夫	
3		つくば肢体不自由児者父母の会	会長 沼尻 由美	
4		NPO 法人アセンブル	代表 江藤 睦	
5		国立大学法人 筑波技術大学保健科学部	准教授 井口 正樹	
6		つくば市福祉団体等連絡協議会	会長 後藤 真紀	
7	障害福祉サービス 事業所	つくば総合福祉センター	管理者 篠崎 純一	
8		つくば市社会福祉協議会 (指定一般及び特定・障害児相談支援事業)	相談支援専門員 吉田 真一	
9		筑峯学園 (指定一般及び特定・障害児相談支援事業)	相談支援専門員 武田 真浩	
10		つくばライフサポートセンターみどりの (指定一般及び特定・障害児相談支援事業)	相談支援専門員 原口 朋子	
11	民生委員	つくば市民生委員児童委員連絡協議会	東谷田部地区会長 田邊 佐貴子	
12	医療関係機関	茨城県リハビリテーション 専門職協会	地域包括ケア推進室長補佐 飯島 弥生	座長代理
13	教育機関	茨城県立つくば特別支援学校	地域支援センター 新谷 幹英	

(仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する  
条例策定についての懇談会

次 第

日 時：令和6年9月24日火曜日

14：00～15：30分

場 所：2階 防災会議室2

1 開 会

2 挨 拶

3 協議内容

(仮称) つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例  
策定に係る意見交換

4 その他

5 閉 会

(仮称) つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する  
条例の見出し等について (案)

## 1 条例見出し、条文の概要 (案)

条例見出し	条文の概要 (案) について
(前文)	条例制定にあたって、市の意思表示に関する文言
(目的)	法の趣旨に基づき、全ての障害者が社会に平等に参加できるよう基本的な理念や責務を定め、共生社会の実現を目指すことなどについての記載
(定義)	条例内の主な用語の定義についての記載
(基本理念)	法の趣旨に基づいた、条例の方向性を示す文言
(市の責務)	市が、市民や事業者などと協力し、基本理念に基づいて施策を推進することを示す文言
(事業者の責務)	事業者が、市の施策への協力や条例を理解し、合理的な配慮を行うことを求める文言
(市民の責務)	市民が条例の内容に関心と理解を深めるよう求める文言
(財政上の措置)	市が講じる財政上の措置に関する文言
(施策の推進)	市が障害者や関係者の意見を尊重し、情報取得・意思疎通手段の理解及び利用の促進、選択及び利用の機会が確保できる環境づくりなどを推進することを示す文言
(委任)	条例の施行に必要な事項を別に定めるなどの委任文言
(付則)	条例の公布期日などを記載

## 2 条文掲載イメージ

(仮称) つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の  
促進に関する条例

令和 年 月 日

告示第 号

(前文)

.....

(目的)

第1条 この条例は、.....を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ○○ .....

(2) ○○ .....

(基本理念)

第3条 .....

1 .....

2 .....

(市の責務)

第4条 市は、.....

(事業者の責務)

第5条 事業者は、・・・・・・・・

(市民の責務)

第6条 市民は、・・・・・・・・

(財政上の措置等)

第7条 市は、・・・・・・・・

(施策の推進)

第8条 市は、・・・・・・・・次の施策を進めるものとする。

- (1) ・・・・・・・・に関する事。
- (2) ・・・・・・・・に関する事。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、・・・・・・・・

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 要 望 書

令和 5 年 (2023 年) 4 月 21 日

つくば市長 殿  
障害者地域支援室長 殿

特定非営利活動法人 つくば市聾者協会  
会長 末森 明夫

特定非営利活動法人 アセンブル  
代表 江藤 睦

特定非営利活動法人 茨城の専攻科を考える会  
理事長 船橋 秀彦

けやきの会  
会長 長通 美智子

高次脳機能障害友の会・いばらき  
会長 滝沢 静江

全国障害者問題研究会茨城支部  
支部長 寺門 宏倫

つくば市肢体不自由児者父母の会  
代表 沼尻 由美

つくば自立生活センターほにやら  
代表 川島 映利奈

つくば市身体障害者福祉協議会  
代表 斉藤 敦子

つくば市手をつなぐ育成会  
会長 後藤 真紀

さくら福祉支援センター家族会さくら  
代表 栗山 ツヤ子



### 「つくば市に住む障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例」 の制定施行について

「つくば市に住む障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例 (通称:つくば市障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例(以下、「障害者情コミ条例」))」を制定施行し、つくば市に住む障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進してください。

## 記

1. 障害者(身体・知的・精神)や障害児の社会参加が唱えられて久しくなりますが、依然として障害者の社会参加には大きな障壁が立ちはだかっています。特に障害者や障害児たちが「自分たちがどういうことで困っているのか」「どういう支援を必要としているのか」というような話をするとき、大きな困難が伴います。そのため行政や社会が「障害者や障害児が社会参加するためにはどのような支援が必要なのか」を十分に知ることができないという問題があります。
2. たとえば、音声日本語とは異なる文法体系をもつ日本手話を第一言語ないし日常生活における意思疎通言語として用いている聾者が「自分たちがどういうことで困っているのか」「どういう支援を必要としているのか」を日本手話で行政や社会に訴えていくためには、日本手話と音声日本語の間を取り持つ手話通訳者が必要不可欠になります。また現在のつくば市手話通訳者派遣事業は、聾者の日常生活に最低限必要な範囲に限られており、聾者が自分の趣味に関する講座に手話通訳をつけたいと考えても、手話通訳者の派遣が認められないという問題があります。
3. また高齢聾者が老人ホームやグループホームに入ったとき、入居者や職員に日本手話がわかる人がいないため、日本会話で会話をかわすこともできないまま、一人ぼっちの状態に置かれるという状況が起きています。このような状況を改善するためには、日本手話で会話ができる手話奉仕員や聴覚障害ホームヘルパーを老人ホームやグループホームに派遣し、高齢聾者を支援する必要があります。
4. 聾者の他に、音声日本語にそって日本手話の単語を並べる日本語対応手話を用いて意思疎通をはかる聴覚障害者や、日本語対応手話すら知らない聴覚障害者もあり、聾者や聴覚障害者の個々の意思疎通手段に応じた意思疎通支援をはかることが必要になります。
5. 一方、聾者や聴覚障害者の他に、高次脳機能障害者や失語症者など、発声に困難を伴う他、発声はできるものの自分の言いたいことをうまく整理して話すことがむずかしいため、意思疎通支援が必要な障害者や障害児はおおぜいいます。そのためにも ICT を活用した意思疎通支援事業の展開が必要です。
6. さらに視覚障害者の場合、さまざまな印刷物(本、インターネット、チラシなど)を読むことができないため、情報の取得および利用に大きな支障が生じています。このような視覚障害者における情報の取得および利用に関する問題を解決していくためには、点字刊行物や音読に関する支援が必要であり、ICT を活用した障害者の情報取得および利用の支援に関する事業を展開しなければなりません。
7. すなわち、聾者、聴覚障害者、発声が困難な障害者、意思疎通に困難が伴う障害者をはじめとする障害者や障害児の社会参加をすすめていくためには、障害者情コミ条例を制定施行し、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進することが必要です。
8. 令和 4 年 5 月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が公布施行されました。また茨城県においても、筑西市、水戸市、笠間市において手話言語条例や情コミ条例に該当する条例が制定施行されています。このような状況の下、茨城県の県南地域における拠点市となりつつあるつくば市においても速やかに障害者情コミ条例を制定施行することが求められていると思います。
9. つきましては、つくば市においても「情コミ条例策定委員会」を設置し、障害者や障害児の保護者を委員に登用することにより、条例の内容に障害者当事者や障害者の家族の意見を十二分に反映させていくよう、ここに要望します。

以上



## (仮称)つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定に係る団体ヒアリング状況

	情報取得、意思疎通手段の困りごと	条例制定に伴い、市に望む施策
A	送迎運転者と慣れてきて、コミュニケーションの取り方などに慣れてきたところで、入札によって運転者が短年で替わることが困ります。	市独自の政策を取り入れて、他の市町村から注目されるような政策をお願いします。
B	今後、会で意見があった場合、文書提出します。	今後、会で意見があった場合、文書提出します。
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>理解しやすいコミュニケーション手段が利用できること。ピクトグラム、文字盤、カード(絵、シンボル)等。</li> <li>質問の仕方を配慮するなど、障害者のみが考えるのではなく、周囲がごく自然に配慮できる様であって欲しい。</li> <li>コミュニケーションの発達段階に応じた情報の受け取り方、活用の仕方に配慮が必要。筆談や音訳などで対応できる体制もあったらよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の案内図などが分かりやすいとよい。</li> <li>市の窓口には、全窓口で、理解しやすいシンボルカード等を備えておく。</li> <li>職員の方に、口頭のみでなく、文章や図表で示したりで説明してほしい。</li> <li>市のイベントには手話通訳、要約筆記を入れる。</li> <li>市の施策(新しい施設の建築とかイベントの実施など)に関係なさそうでも、障害のある人の意見を聞くようにする。</li> <li>(条例は)理念的な内容にして、柔軟に動きやすい設計にしては。</li> <li>街中や庁舎内など少しずつハード面、ソフト面が以前よりは整ってきていると思う。少しずつでも、まずは取り組みやすいところから始める考え方でいいと思う。</li> <li>市が発信する情報も少しずつ良くして欲しい。</li> <li>策定委員会のようなものを組織して、検討したほうがいいのかも(多くの団体の意見を反映できる)。</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害だけでなく、知的障害など重複している場合、口話でのコミュニケーションは難しい。</li> <li>家族やヘルパー、施設職員などが、通訳等に当たる事が多い。</li> <li>障害者本人が独立(入所、GHなど)後、家族以外ともたくさんコミュニケーションがとれる環境をつくって欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駅や市役所などの施設で車いす利用者にわかりやすい表示をしてほしい(ベットのトイレやエレベーターの場所)。(バリアフリーマップを)アプリ化するのはよいが、使いこなす事が出来ない人もいますので、見て分かるようにしてほしい。</li> <li>日常生活用具では「(株)おめめどう」のグッズ(カレンダーやメモ)なども対象になったらよい。コミュニケーションボードなども必要性があれば支給出来ないか。</li> <li>児童向けの意思疎通支援(機器の更新や、療育支援の向上)を拡充してほしい。</li> </ul>
E	<ol style="list-style-type: none"> <li>「つくば市障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例(仮)」(以下、「情コミ条例」)に、日本手話および日本語対応手話など手話関連用語に関する定義を明記すること。</li> <li>「つくば市障害者自立支援協議会」の傘下に「情コミ部会」を設置すること。</li> <li>「つくば市手話通訳等派遣事業実施要綱」を改正し、手話通訳等派遣事業の拡充を図ること。</li> <li>市設置手話通訳者を利活用した「遠隔手話サービス」と、民間団体による「遠隔手話サービス」の共存的運営を図ること。</li> <li>市設置手話通訳者を利活用した「電話リレーサービス」を実施すること。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>高齢者施設に入所している高齢聾者・高齢聴覚障害者を対象とする傾聴ボランティア派遣事業</li> <li>高齢聾者・高齢聴覚障害者を対象とするグループホームの運営</li> <li>高齢聾者・高齢聴覚障害者を対象とする高齢者施設内ユニットの運営</li> <li>聾者、聴覚障害者、手話奉仕員を対象とする「介護支援員等養成講座」の開講</li> <li>「放課後デイサービス」を利活用している聾児・聴覚障害児を対象とする支援員の配置</li> <li>聾者・聴覚障害者を対象とする「防災訓練」の実施</li> <li>聾者・聴覚障害者および家族を対象とする「福祉避難所」の設営</li> <li>聾者・聴覚障害者を対象とする「電話リレーサービス」および「遠隔手話サービス」の拡充</li> <li>聾者・聴覚障害者を対象とする「日常生活用具給付等事業(情報・意思疎通支援用具)」における所得制限の緩和</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>最も望むことは、上記の6と7です。1から4については、今後、高齢福祉課や地域包括支援課も交えて意見交換したい。</li> <li>8については、手話通訳者が減っている現状から、派遣と遠隔での民間サービスを組み合わせうまく使えないか。夜間や土日カバーできないか。</li> <li>自立支援協議会で継続して施策を協議する場として位置付けてほしい。</li> </ul>
F	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類提出などで書く量やその負担がある。</li> <li>コミュニケーションについては、読み上げソフトの充実が望まれる。視覚障害のある人には点字での対応を望む。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(市に何かを申請する際)ワードやエクセルなど自分で入力して提出できる書式の添付があるとよい。可能な限り市役所に来なくても済む手続きを増やしてほしい。</li> <li>条例策定の過程で、当事者の合意が得られるプロセスを。また、一般市民の参加枠があってもよいのではないか(聞いてもらえたという満足感もできるのでは)。</li> <li>自立支援協議会などを使って、また、それとは別に障害のある市民も参加する枠を望む。</li> <li>条例制定後は、周知や啓発活動が重要。聾者協会などの団体から協力を求めているかどうか。</li> </ol>
G	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の情報はほとんど郵送によるものなので、情報の取得そのものが難しい。</li> <li>点字は習得が難しく、中途の視覚障害者にとってはハードルが高い。世界的にも点字よりパソコン機器による読み上げが主流になってきている。</li> <li>電話が一番楽であるが、市役所の場合だと代表電話にかけても担当先がわかりにくい。郵便物ごとに問い合わせ番号があればいいのだが。</li> <li>若者はスマホを駆使することで対応できているが、全盲の高齢者は難しい。点字は習得の困難さはあるが万能なツールであり、音声と違って情報が残るので、せめて郵便物にはあるといい。</li> <li>(意思疎通については)話す分には問題ないが、読み上げが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動支援の利用についてハードルの高さを感じる(事前予約が必要で、つきっきり。必要な時だけのサポートがあるといい)。鳥取県で行っているアイコンサポート(スマホのGPSを利用した遠隔ガイド)のようなものがないか。</li> </ul>

【条例策定スケジュール案について】

9月から10月

自立支援協議会(プロジェクト会議)で条例案についての意見交換(複数回)

10月から11月

条例制定に伴い市が行う事業について各課との調整

11月 条例案を法務部局へ提出し法令審査

2月 パブリックコメント(2月10日から3月12日)の実施

3月 パブリックコメントの回答・公表

6月 定例会で条例案の承認

7月 自立支援協議会で条例制定の報告と施策(予算がついて実施可能なもの)の説明

## つくば市障害者自立支援協議会設置要項

### (目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の理念に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的として設置するつくば市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に挙げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関等によるネットワーク構築等に関すること
- (2) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (3) 地域の障害者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発及び改善に向けた協議
- (4) 基幹相談支援センターの運営評価に関すること
- (5) 地域の相談支援従事者等の質の向上を図るための取り組み
- (6) つくば市障害者計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- (7) 障害者等の権利擁護に関すること

### (組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから、つくば市長（以下「市長」という。）が委嘱する。

- (1) 障害者の保健・医療・福祉等の実務に従事する者
- (2) 障害者福祉団体を代表する者
- (3) 障害者雇用関係者
- (4) 教育関係者

- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者  
(任期)

第4条 委員の委嘱期間は3年以内とする。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

第5条 協議会には、座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会には、全体会及び事務局運営会議を置く。

- 2 協議会は座長が招集し、開催する。

(専門部会等)

第7条 協議会は、第2条に定める協議事項に関する検討等を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、座長が指名する者をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
- 4 その他必要に応じて、プロジェクト会議を置くことができる。
- 5 専門部会及びプロジェクト会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の非公開の決定)

第8条 協議会による会議の非公開の決定は、座長又は部会長が当該会議に諮って行うものとする。

- 2 協議会は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第9条 協議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 協議会は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 協議会は、会議の傍聴者に会議資料を提供するものとする。ただし、資料が貴重、高額又は大量であるなどの理由により、会議資料を提供できない場合については、審議事項がわかる資料の提供に代えることもできるものとする。

4 協議会は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続及び遵守事項を記載した傍聴要領を定めるものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、つくば市福祉部障害者地域支援室において処理する。ただし、社会福祉法人等に委託して実施することができる。

(守秘義務)

第11条 全体会、事務局運営会議、専門部会及びプロジェクト会議の委員は、運営上知り得た秘密や個人に関する情報をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

附 則

この要項は、平成30年4月19日から施行する。

なお、本協議会の名称は、平成19年度からつくば市が設置するつくば市障害者自立支援懇談会の名称を変更したものであり、つくば市障害者自立支援懇談会の目的や協議事項等、その機能は同様である。

この要項は、令和5年4月14日から施行する。

## 会 議 録

会議名称		第2回（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会		
開催日時		令和6年(2024年)10月10日 開会 13:30 閉会 15:00		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟3階 会議室A		
事務局（担当課）		福祉部障害者地域支援室		
出席者	委員	末森 明夫、沼尻 由美、江藤 睦、井口 正樹、篠崎 純一、吉田 真一、武田 真浩、原口 朋子、田邊 佐貴子、飯島 弥生		
	事務局	障害福祉課 : 岡田課長、中村課長補佐 障害者地域支援室 : 福田室長、豊島主任主査、高谷主査、片桐主任		
欠席委員		川島 映利奈、後藤 真紀、新谷 幹英		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
		傍聴者数	3人	
非公開の場合はその理由				
議題		会議次第のとおり		
会議次第	1 開 会 2 挨 拶 3 協議内容 （仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定に係る意見交換 4 その他 5 閉 会			

## <会議内容>

### 1 開会

○事務局（福田室長）

それでは時間を過ぎておりますので、第2回（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例策定についての懇談会を開会いたします。

（配布資料について説明、オンライン参加者へ音声確認）

そうしましたら早速始めて参りたいと思います。それでは、飯島委員、よろしくお願いいたします。

### 2 挨拶

○飯島委員（座長代理）

皆様、こんにちは。お世話になります。前回に引き続き、座長代理ということでこの会議の進行させていただきます。自立支援協議会副座長を務めております飯島と申します。どうぞ皆さん、今回もよろしく申し上げます。

○事務局（福田室長）

飯島委員、ありがとうございました。そうしましたら、前回に引き続きでございますけども、自立支援協議会の座長代理をしていただいております飯島委員にはこの懇談会の進行を進めていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

### 3 協議事項

○飯島委員（座長代理）

それでは始めさせていただきます。内容に入ります前に、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とするつくば市会議の公開に関する指針によりこの会議を公開といたします。ご賛同いただける方拍手をお願いいたします。

（委員一同が拍手）

ありがとうございます。それでは早速議事を進めていきたいと思っております。議事内容、つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する

条例策定に係る意見交換、事務局よろしくお願いいたします。

○事務局（福田室長）

本日ご用意の資料が二つございまして、先に資料の1ですね、条例についてのたたき台をご用意させていただいて、そちらの方から少しご意見をちょうだいしたいと思っております。こちら資料1ですけども、前回9月24日の時に皆様にご提示した条例の条文見出しというものをですね、いくつか設定していきますということを説明したかと思えます。その見出しで必要だと思われるもの、あとはこの障害者情報アクセシビリティに関する条例を作成している他の自治体で先行して作られている条例を幾つか参照しているということと、前回、皆様からいただいたご意見等を踏まえて作成しているものでございます。前回資料にあった見出しは概ね入れているところで、先行する他の自治体でも似たような項目のもので、こういった並びになっています。つくば市の条例であるというところを示すものとしては、例えば前文の1、3行目になりますけども誰もが自分らしく生きるというキーワードを指し入れているところがございまして、そもそもの法令上の文章中にも似たような表現が出てきています。そこにマッチするような市のいわゆる総合計画になりますけども、つくば市の未来構想がございまして、そこに出てくるようなところで、地域生活、障害のある方も含めての人権を尊重したり、お互いの立場を思いやり尊重し合うような社会参加ができるような社会を目指すという文脈の中にも出てきておりまして、そういった誰もが自分らしく生きるようなまちをというところで、そこにまとめさせていただいたような構成でございまして。また、やっぱり法令等で非常にポイントとなります障害のある方にとっての情報の取得とか利用、その手段の選択の機会の確保は必要な文言であるということが入っています。併せて、これに加えて当然ながらその意思疎通が円滑に十分に行われるということが重要ですので、そこは出だしの次にわかるようなところに配置しています。目的はもう少し全部を噛み砕いてまとめたような表現となっています。定義や基本理念、また、事業者、市民の方々への責務というふうに、多くの先行してる自治体の条例等を参考にしながら可能な限りシンプルな表現にまとめています。どうしてもこの条例を作ると表現がどうも縛られてしまうところありますので、解釈によってきちんとその目的を達することができるように、幅があるような形で広い表現をとらせていただいています。以上、資料1に



についての説明でした。

○飯島委員（座長代理）

ありがとうございます。それでは早速ですが、先ほどご説明いただいたことも踏まえて、この条例案について文面について、ご意見とかちょっとこういうところをこうした方がいいんじゃないかとか、ご指摘、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○江藤委員

とりあえず口火を切る感じにはなんですけれども、前文の最後の部分ですね、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現するため、これは日本語が変なので、地域社会の実現に資するためもしくは地域社会の実現のため、または地域社会を実現するためどれかにしていただけると日本語になると思います。これはどうでもいいことなんですけれども、それは文言だけなので直してください。2ページ目の情報、(2)番、情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段、手話、要約筆記、点字、その他 ICT を活用したコミュニケーションツールその他障害者が日常生活または社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び手段というところなんですけれども、ツールとして、今、ものすごい勢いで技術が進んでおります。iPad による意思疎通であったりとか、そういったようなことも先日の国際福祉機器展でさんざん見てきましたけれども、そういったものに対する助成であったり日常生活用具としての支給であったりというようなことは、この先行われていく予定であるのかどうか、ちょっと、この条文にはほとんど関係ないところだと思うんですけれども聞きたいなと思ってます。日常生活用具の支給決定のところ載っているものがいまだに FAX なんですよ。それでは実際使えないと思うので、その辺りをつくば市としてはどのように持って行きたいのかちょっとお伺いしたいです。

○飯島委員（座長代理）

まず1点目は、日本語のてにをはの部分なので、おそらくちょっと修正をしていただければなと思います。2点目については少し施策に関する部分のもあるのかなと思いますが事務局、この後の議題でしょうか。

○事務局（福田室長）

そうですね。もし可能であれば、この後条文に関するところでご意見をたくさんちょうだいして、施策に関する回答も資料2で少しご説明させていただくところで、今のご質問等にも含めて回答をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○飯島委員（座長代理）

はい、江藤委員では、後程の議題でまた回答、ご意見を述べていただこうかと思えます。その他いかがでしょうか。井口委員、いかがでしょうか、オンラインの方からご意見。ございますか。

○井口委員

これに関しては今のところ大丈夫です。

○飯島委員（座長代理）

わかりました、ありがとうございます。その他、会場にいらっしゃる皆さんいかがでしょう。では、少し資料に目を通していただいている間に私から1点だけよろしいですか。ちょっと気になったものがありまして、2ページ目の上から2行目、障害者の定義の部分なんですけど、おそらく障害者基本法から持ってきた部分かと思うので、難しいのかなと思うんですけど、ここの障害及び社会的障壁により制限を受ける状態にある者というふうになってるんですけど、私の浅はかな知識なので、ここは井口委員にもご協力ご意見いただきたいんですけど、世界保健機構WHOの障害の定義というか説明に関してICFというものを使って考えるようになってるかと思うんですけど、この障害により制限を受けるっていうのは何かもう少し昔のICIDHのところのちょっと印象をどうしても受けてしまうなあと思ひまして、ちょっと気になったんですね。ただ、いろいろな、多分国の本法の方には今ないんですけど、国の方の何か文言から持ってきてるので修正は難しいし、ちょっと私の理解が間違っているのかもしれないんですけど、少し気になったもので一応意見をさせていただきます。もし、この点どなたか、お詳しい方とかいらっしゃれば、ぜひご意見もらいたいなと思って発言をさせていただきました。どなたかがいかがでしょうか。国の方で決まってる文言ということであれば、そのまま

もいいのかなどは思うのですが。江藤委員お願いします。

○江藤委員

江藤です。障害者基本法の方には、社会的障壁によるという文言が入っていないので、これが入っただけ少しというか、かなりつくば市はいいほうなのではないかと私は勝手に思ったんですけれども。

○飯島委員（座長代理）

わかりました。ちょっとこの社会的障壁の前の障害というものがいらぬのかなと思ったんですが、そこはあっても大丈夫ということで。

○末森委員（手話通訳者による通訳）

つくば市聾者協会の末森と申します。大変申し訳ないんですけれども、当条例の障害という言葉がある以上、条文にもできれば障害という言葉を残して欲しいと思います。以上です。

○飯島委員（座長代理）

ありがとうございます。その他、これについてご意見はないでしょうか。それであれば、残すで私もいいのかと思うんですが。では、特にご意見ないようなので、すみません私の意見ちょっとお骨いただければと思います。ありがとうございました。その他、皆さん方からご意見はいかがでしょうか。では末森委員からお願いします。

○末森委員（手話通訳者による通訳）

末森です。先ほどのお話にちょっとなりますけれども、今社会の中で障害を平仮名で書いた方がいいという話とかそういった傾向があるんですけども、私にはとても違和感を覚えます。障害という言葉が悪いことなのか、ちょっと社会モデルをどう広めていくか、できるかどうか抵抗があります。社会モデルが普及しても障害という言葉は残すべきだと思っています。そのあたり、行政の皆さんも言い方悪いんですけれども、間違いないようお願いしたいと思っています。以上

です。

○飯島委員（座長代理）

今のご意見でよろしいのでしょうか。では、田邊委員お願いします。

○田邊委員

民生委員の田邊です。ちょっとすごく些細なことではあるんですが、1ページの一番下の定義っていうところからだと、あっ、2ページなんですが、これは多分(1) 障害者とか、(2) 情報の云々とかって書いてあるわけですよ。ぱっと見た感じ それを見やすくするために、例えば、この障害者とか市民、事業所っていうものを太字にするとか視覚的に見やすくした方が、一般の方がぱっと見てわかりやすいかなって思いました。すいません、些細なことですが。

○飯島委員（座長代理）

そんなことはないです。事務局、この辺り見やすさという点でいかがでしょうか。

○事務局（福田室長）

はい。今回懇談会の中で皆様から条例のご意見をちょうだいした後に、法令審査といって法務課にまたその文言の正しさなど精査されまして、市の方でというか行政上の多分その法令文章の中の表現と太字がどこまでできるかということも含めて確認して参りたいと思います。もしかすると、行政文書上でなかなかそういう特殊な表現とかを入れにくいところはあるかなと思いますので、ご意見として諮って参りたいと思います。ありがとうございます。

○飯島委員（座長代理）

その他はいかがですか。はい、それでは原口委員いかがでしょうか。何かご意見ございますか。感想でももしよかったら大丈夫です。

○原口委員

ちょっと私が聞き逃してたら申し訳ないなと思うんですけども、今2ページ目の一番上の表現ですね、障害者、スペース身体障害、知的障害、精神障

害、括弧で発達障害を含むっていうふうには書かれているんですけども、精神障害に括弧書きで発達障害含むっていうのはわかるんですけども、何か障害者と並列されているものがどういう関係なのかなっていうのをちょっと考えてまして、どんな解釈をすればよろしいでしょうか。

○事務局（福田室長）

はい。障害者の定義の今の読み方などですね、1行目で括弧での発達障害を含むでございますけども、そのあとにその他の心身の機能の障害が続きます、そのあとがあるものというところまでが、いわゆる障害者の一つの括りのところでの表現でして、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）までが障害種別を示していて、それに当てはまらないものをその他の心身の機能の障害というところで漏れないような形での表現になっているという理解でよろしいかと思えます。

○原口委員

わかりました。あくまでも用語の定義っていうところでということですね。失礼いたしました。ちょっと勘違いしておりました。

○飯島委員（座長代理）

ありがとうございます。他に何か条例案についてはいかがですか。

○末森委員（手話通訳者による通訳）

私からは特にはございません。施策の方がはるかに大事だというふうに思っておりますので、先日の第1回目の懇談会で日本手話と日本語対応手話を聞くっていう言葉をお願いしましたがけれども、行政の方のお考えもあるでしょうし、手話言語条例ではなくて情報コミュニケーション条例ですので、もう手話がどうのこうのっていうのは言っても、市民の方にとってはわからないのかなあっていうふうに、多分ぴんとこないのかなっていうふうに思いますので、手話という一つの言葉でいいのかなというふうに思っております。以上です。

○飯島委員（座長代理）

はい、ありがとうございます。沼尻委員はいかがでしょう。

○沼尻委員

つくば肢体不自由児者父母の会の沼尻です。一とおりに読ませていただいたんですけど、私は特にちょっと気になるところが見当たらなかったの、大丈夫かなと思います。

○飯島委員（座長代理）

江藤委員、条例に関しては何か追加はございますか。

○江藤委員

条例の条文としてはこんな感じなのかなというふうに思いますが、やっぱり末森さんと同じで、どんなことをこの条例に乗っかってやっていくのかなとかそういったようなことの方が多分重要なことだと思うので、条例であまりガチガチに決めてしまうと後でそれが足かせになったりするの、みんなで頑張っていきましょうねって、悪い言葉で言えば理念条例になってしまうのかもしれないんですけども、そういう形でこの後緩やかに進められたらいいのかなと思います。よろしくをお願いします。

○飯島委員（座長代理）

はい、ありがとうございます。吉田委員はいかがですか。

○吉田委員

つくば市社会福祉協議会の吉田と申します。よろしくをお願いします。先ほどの第2条（1）番なんですけれども、その他の心身の機能の障害っていうところにはこの難病の方が該当するのかどうか。障害の方ですと市内の事業所に通所してる方もいらっしゃるんですけど（イ）3番の市民のところですね、市外の方で市内の事業所に通所する方も該当するのかどうかというところを確認できればと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（福田室長）

はい。難病などがあつたり、難病もまだ認められてないものもたくさん含まれておりますけども、そういった方々も含めてのその後に続くような日常生活、または社会生活に相当の制限を受ける状態にある方ということですので、もちろん難病の方も先ほどのその他の心身の機能の障害にも含まれますし、その他の方につきましても網羅するような表現でここは書かれてるのかなという認識でございます。あと市民の認識の仕方では、当然ながらつくば市に集う方々なので、そういった方が利用される施設利用される方もそういった意味では通勤とっていいのか、ちょっと表現はそこはちょっと解釈していくもかもしれませんけども、市内のところに通っている方々まで含めた理解でよろしいのかなという認識ですね。

○飯島委員（座長代理）

武田委員、いかがでしょうか。

○武田委員

筑峯学園の武田です。今のところ特にございません。

○飯島委員（座長代理）

篠崎委員、いかがでしょうか。

○篠崎委員

はい、つくば総合福祉センターの篠崎です。私の方も先ほど福田室長からもあつたとおりで、広範囲に広くとれるような内容で網羅されてると思いますので問題ないと思います。以上です。

○飯島委員（座長代理）

はい。では条例文の案については、皆様大丈夫そうということでもよろしいですかね。ちょっと軽微な修正で、てにをはの部分を中心にまた修正していただければ

ばと思います。よろしく願いいたします。それでは続いて、資料2について事務局からご説明をお願いします。

○事務局（福田室長）

資料につきまして、また福田の方からご説明させていただきます。資料2ですけども、ご覧になっていただいとおりでこれから策定する条例の目的ですね、目指すところというところで、三つの目的を分けたところでその施策の方向性を仕分けしてるとというのが一つございます。あとは時系列で早くから取り組めそうなところ、あとはもう少しいろんな時間、手続きを経てたくさん準備していくような必要性があるなどで、その他もしかすると実際これはどうなんだろうということまで含めてたくさんご意見ちょうだいしたいなと思っておりますが、資料につきましては、前回9月24日の時にも皆様の方とも共有させていただきましたヒアリング等でもいただいたご意見、または市の方からでもこんなこともできるんじゃないかというようなご提案等で構成してる資料になっております。一応確認ですけども、その二重マルで表示してるところは、障害のある方皆さんにとっての情報の取得のご利用、それを向上させるためのものとしての施策のカテゴリー、その範疇の中でとらえていただければというものと、黒い丸ですね、こちらが意思疎通の支援を促進、また、どんどん拡充していくというものにかかるような内容のものでまとめているような項目、最後星印のところにつきましては、いわゆる周知啓発、この条例の内容目的について多くの市民の方に知っていただくための取り組み等についてかかるところをまとめた資料になっています。

6年度中に取り組む施策というところでは二つ。一つ目、支援にかかるような内容を記載させていただいております。本日参加の皆様からもこれはちょうだいしたところがありましたが、いわゆる手話通訳の派遣の事業をして行っておりますけども、なかなか要綱でも少し狭くとらえてしまうような表現があったりしますので、そこをもっと広く多くの場面で派遣ができるようなところを目指せないかなと、こちらを少し修正して多くの方に一つの支援の手段を使っただけできるようになればと考え、見込みとしては来年の1月ぐらいからスタートできるような準備を今年度内に着手していけるかなというところがございます。

二つ目は、これもご意見ちょうだいしたいところがございましたが、聴覚障害



の方で施設をご利用になってる、特に高齢者の方の施設を使用している方の方についてはなかなか疎通の支援の場面が非常に限られるようなご意見がございまして、そこに関して市の方でできる手だてとして少し記載させているものです。あと、これは条例が策定されて、それとともに来年度ですね、令和7年度に取り組む施策として、周知について一つの市政を拡張していくところ、またその情報取得の機会や選択肢を広げていくような事業としていかがでしょうかというところで記載しております。この令和7年度から取り組む施策の中で少し説明が必要そうなのは、下二つですね。二重マルで書いておりますけども、一つは、市からの情報発信における社会参加促進にかかる情報表示をもっと拡充していきましようというのがありますけども、これは市町村主催のイベント事業などたくさんございまして、その中で障害のある皆さんが参加したいという時に参加できるんだろうかっていうところで、何かこう、参加できるのかできないのかよく分からないものになってしまっているものがあるかもしれない、そういう時に、よりはっきりとこのような配慮ができますよっていうものが、あらかじめその事業案内などにあれば申し込みがしやすいのではないかと、こういう配慮があるんだったら行ってみようかという、情報発信の段階で分かるかというところではないかというところなんです。ですので、これはどこまでそれが表示ルールとして設けられるかという協議もこれからというところがございますけども、例えばホームページなどでも何かしら見られる、もしくは事前にわかるみたいなのを作っていくといいんじゃないかと、或いは、例えばイベントの申し込みのときでも申込方法の中にも配慮してくれるのかどうかなんて分からないので、ちょっと申し込むのやめようっていうふうにならないようにという考えの基にこういったところを整えていきたいというようにところで、この20番の今の施策については少し書かせていただいております。

もう一つ下の、字幕ディスプレイセットを市のイベント等で貸し出しが可能な、何か事業ができるのではないかなというところですけども、これは資料に書かせていただいておりますとおりで、手話通訳等の派遣が必要な市民の方で、これ障害のあるなしじゃなくて、聞こえにくさを抱えていらっしゃる方全般になってしまうのかなと思うんですけども、そういった方々も申し込みしないと配慮してもらいたいということになるべくそのハードルを下げ、こちらから市の事業の中で

発信する情報がより分かりやすいような条件を作るところだと思いますので、そのために、例えば壇上に立って講演とかで発言するような方の場合に、字幕ディスプレイなど置かせていただいて、同時にもう一回言ってくださいって言わなくても、ある程度字幕でもその発言が読み取ることができたうえで、イベントに参加するができるということであれば、多くの聞こえにくさとか情報を把握したいという方にとってはプラスになるのかなというところで書いてあるとおり、手話通訳の派遣の代替としても、できる可能性も含めてですけども、こういったものはいかがでしょうかということを示しているところです。8年度以降に取り組む施策の中では、これもまたご提案になりますけども、他の手話言語条例などを整備されてる自治体でもいくつか散見される場所ありますけど、よりこういう一つの手段があって、手話ってこういうものなんだっていうところをまず知っていただくということがすごく大事ななってますので、そのための何か発信する動画などを製作することもありかなというところで記載しているものです。

○飯島委員（座長代理）

はい、ありがとうございます。この資料2については、ご提案という施策案ということですが、こういう施策でよろしいかと、施策案で進めていくのでよろしいかっていうようなご意見だったり、ちょっとこれをするにはこのあたりが足りないんじゃないかとか、そのようなご意見をこの場ではいただきたいという理解で合ってますか。はい。少しそういう意図でご意見をいただければと思うのですが、その前に先ほど江藤委員の方からご意見があったものについて、追加でご意見を事務局からいただければと思います。

○事務局（岡田課長）

障害福祉課の岡田です。お世話になります。先ほどの日常生活用具の支給決定の方針という江藤委員の方からお話がありました。市の方で日常生活用具の給付にあたっては、それぞれの項目に当てはめて、絶対に駄目でないもの出せそうなものについては出していけたらいいなと考えています。ただ、一般的に普及しているものっていうのは日常生活用具の方では出せないことになっていますので、

その都度1件1件個別に出せるかどうかというのを考えていきたいと思っています。

○飯島委員（座長代理）

江藤委員、いかがですか。

○江藤委員

すごく難しいことなんですけれども、例えば iPad は日常的一般的に普及しているものだと思うんですが、これを障害年金しか収入のない者が購入するとするとそれはそれでまた大変なことになってしまう。アプリケーションも購入しなければいけない。そういったようなことを考えたら、そういったところで1件1件検討していただけるということなんですけれども、この先どんな高度な ICT 機器が出てくるかわからない。そうすると、一般的に普及するもので作っていただけた方が使う人間にとってはすごく利便性が高いんです。そのために、その物を注文して、発注してから何ヶ月待って調整して使い始めるっていうのは非常に利便性は低いです。なので、一般的に普及しているものであったとしても、それが必要不可欠なものであるのであれば支給していただきたい。それから、持たせてすぐその日から使える人はいないので、よく使えるかどうかを見ますっていうことを、はるか昔ですね、うちは今までずっと不交付団体で交付されてこなかったのでも今そんなことしてるかどうかわかりませんが、その物を用意して本人が使えるかどうかを市の方が見に来るんですね。そんないきなり渡されたその日から使える奴なんかいません。私たちだっていきなり全くやったことない人が全部ラケット持たされてスマッシュ打てますか。無理ですよ。そういったようなことを今までずっとやってきたんですよ。それが1件1件精査するっていうことであつたら、だつたら、本物を貸し出すっていう制度を市に用意して、貸し出して使えるようになるまで何年間か使わないと多分まともに使えない。そんな状態の人たちに今も必要不可欠だから、あれがないと話せませんからそういうようなことが起こっているわけです。なので、どれぐらいで使えるようになるのかとか、その人本当に使えるようになる見込みがあるのかとかっていうのは、見てわかるもんじゃない。基本は出す方向で、じゃあどうやったら使えるかねっていう相談

に乗ってあげられるような形に持っていけないものかなと。難しいだろうなどは思うんですけど、高度 ICT は高く、どこら辺までそれが出せるかどうかわからないんですけども、当人にとっては死活問題なので話せない状態が当たり前になってしまうと意思疎通はまずなくなってしまうところがあるので、本人の意思を引き出すための道具がどんなものであるかわからないんですけども、例えば、筆談の商品、今売ってるんですけども、そういうのも日常生活用具に含まれているところもあります。字が書ける人はそれすごく便利ですよ。ICT じゃなくても使えるものはどんどん出していってしまえばいいんじゃないかな。ただ、使えるようになるまでどうするんだろうっていうのもあるんですけども、ただ出したその日から使えるやつは障害者じゃないですというようなことをちょっと理解した上で、本人の利便性であるとか本人の QOL であるとか、そういったものに対してどのように資するような形でやっていけるかっていうことをちょっと考えていていただきたいなと思います。

○飯島委員（座長代理）

事務局、何かご意見追加ありますか。

○事務局（中村課長補佐）

障害福祉課中村です。そうですね、日常生活用具に関しましてですね、確かに給付の事務をやっている者から見るとこれがあったらきつといいのだろうとか、そういうふうな考えは職員として持っています。ただですね、やはり制度としてやっていくものになってしまっているものですから、そこをですね、やはり私たちががんじがらめになっているというふうなところではあるので、先ほど言われたように出して、それが使えなくても出してっていうふうになった時に申し訳ないんですけども、私たちも公費でやっているところでそれを出して、どこか使えなかったっていうふうになるのが、なかなかこうなんていうんですかね、職員として苦しいところなんですよね。そこはですね、できれば私たちは出したくなくて出さないっていうふうに言っているわけでないことをご理解いただければと思います。

○江藤委員

問題なのは制度として出すと決まっているものが昔からある短下肢装具とかそういったものなんですけれども結局、ただだからといって申請していざ作って入って見たら痛かったから使わないっていうのが山ほどあるんですね。なので、ほとんど未使用の装具が積んであるようなところいっぱい知ってるんですよ。そういうようなことだったら、ちゃんとその人に合うものを持っていう形でやっていただけたらいいかなと。その人にとって合うものとそうでないものっていうものを見極める目を持っていただきたい。親御さんも必ず希望的観測で持ってきます。うちのこれだったら便利です。実際使えるようになるまで、お母さんもたないんですっていう人も結構います。だからといって、中にはそれが結果として出る子もいるっていうことでほんとに難しいことなんですけれども、例えば、親御さんが購入するお金がないのであれば、市が研究機関であるとかその開発してる会社であるとかと提携してレンタル用具を出してもらおうようにするとか、そういうふうな何か、ご本人、親御さんにそこまで負担がかからないような形で何か練習させる機会はないものだろうか、児童発達支援センターに置いとくでもいいですよ、そういうような形で特にこういうものって小さい頃から始めていけば習得しやすいんです。なので、なるべく早いうちからいろんな機器に触れることで、これができるっていうものを見つけられるような世の中だったらいいなと。希望的観測ではあくまでも思っておりますので、ごめんなさい、できませんじゃなくて、何か方法考えていただければありがたいです。

○飯島委員（座長代理）

これは、私、理学療法士なんですけど、とても耳が痛いなと私も思っていますが、一方で私たち医療機関の方もやはり下肢装具をしっかり評価をして最後適合という手段を選んでやるんですが、その導入の評価といった部分は私たち医療職がやっぱりきちんとしてご家族やご本人に説明をしなければいけないところだなと思うので、そこの連携というところも今後良くなればいいのかと思いますし、現状そういう課題があるということであれば、医療機関側ももっと入っていけるようにしなきゃいけないなと思っています。ちょっと適合云々の話は別かもしれません。冒頭の江藤委員からのご質問ご意見は、特に FAX 云々っていうその

刷新されないっていったところをどうにかならないかというお話だったかと思うので、そこについては都度、行政の方も世の中の流れに応じてちょっと精査をしていきますというご意見だったのかと思いますので、まずそちらはそのように。大丈夫ですかね。評価的手法は医療機関も頑張ります。その他施策についてはいかがですか。事務局の方から説明があったものについて。末森委員、お願いします。

○末森委員（手話通訳者による通訳）

おそらく施策の内容にちょっと外れるかもしれませんが、末森個人としては大切な施策の中に含まれると思っております。行政の皆さんも、また今日ご出席されてる委員の皆さんも考えていただければと思っています。それはもういろいろ新しい事業が始まっていますが、新しく始まる事業の検証をどうやってやる予定なのか、どこでやる予定なのか、やりっ放しなのか、そうではなくていろいろと要望があったように、要望を聞いて、改善を話し合う場はどこなのか、おそらく行政としても第1回目の懇談会の際にいろいろなお話をしましたが、情報コミ部会を立ち上げて、難しいとしてもおそらく子ども部会、または大人部会の中でその都度議題を設けて話すことになるかなと思っています。その場合、障害者当事者の声が絶対に不可欠だと思っています。今、大人部会にいますが、障害者当事者が1人だけです。もう福祉の支援の関係者は必要ないとは言いませんが、障害を持つ親の方とかそういう立場の方も含めて障害者当事者も必要だと思っています。今後は、せめて令和7年度または8年度からは他の部会の委員と3分の1ぐらいは障害者当事者を採用していることを検討していただければ嬉しいなど。どうでしょうか。その辺りよろしく願いいたします。

○飯島委員（座長代理）

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（福田室長）

こちらから回答させていただきたいと思います。貴重なご意見かなと思います。障害のある皆様にとって、その課題を話すのに障害の方ご本人さんたちがい

ないっていうのはよろしくないということはここで私が説明するまでもなく、世の中でもたくさん聞かれてるところでございまして、3分の1ぴったりかどうかっていうところはこの場ではすぐに申し上げにくいところがありますけども、もちろん当事者の方に参加いただくような場面はあって、その自立支援協議会ももちろんそうですけども、話し合いができるような場面、もしくはその協議の場とはまた違うかもしれませんが、当市には福祉団体等連絡協議会さんがございまして、そういったところにも我々の方でも出向いてご意見を伺うというところできるかなと思ったりもしておりますので、そのような機会を作っていきたいと思います。

○飯島委員（座長代理）

その他いかがでしょうか。はい、江藤委員、お願いします。

○江藤委員

江藤です。今、末森さんがおっしゃったことをついさっき連協で、車椅子の方いらっしゃるんですけど、それが障害福祉関係ではない審議会に出てらして、審議会に音読してくれるQRコードがついてない、ごみの計画の方についてないっていう話をしまして、確かに障害者計画にはついてるんですけどもそうじゃないところはない。つまり、障害福祉課だけがやってくれてるんですよ。そうじゃなくて、障害者だって普通に生きてるんですね。なのに、なんで障害福祉のものにだけついてるんですか。すべてのことに障害者というのは関わっているんです。目が見えなくなると同じです。だから音読してくれる機能は全部についていなければおかしいだろうというようなことをおっしゃってます。私も全くそのとおりだと思ってます。目の見えない人にとっては、音読は重要です。耳の聞こえない人にとっては文字情報、映像情報であったり、体の動かない人にとっては自分のところまで来てくれる何かですよ。ねって、というようなことなんだと思うんです。それぞれがどんな障害があったとしても、普通の人として生きるのであれば普通の生活がその中にあるんだということを忘れずにやっていただかないと。多分皆さん何かしらで困ってます。親がいる間は平和なものと幸せそうです。でも、親死んだらどうなるんですか。一人で全部判断して、一人で全部やらなき

やいけないんです。わかるように教えてくれる人といいますか、そういうことなんですよね。なので、それがわかるための努力が一段階必要な人にとっては、その一段階を抜かれてしまうことはとても不便だということです。制度上ではないけれども、必要なものを獲得していくっていう努力は並大抵なものじゃない。そういうようなことをちょっとだけ配慮して、制度上駄目ですじゃなくて、こう書いてあるから駄目ですじゃなくて、じゃあ実際どうなのっていうようなことを一歩踏み込んで、そういうようなことができていかないと、多分本当に当事者の方たちは絶対必要だからお願いしてるので。せっかく障害福祉課でね、QRコードつけてよくわかるようにしてくださってるんだからそれを全部の課にお願いして、そういうことなんだと思います。よろしくをお願いします。

○飯島委員（座長代理）

そのための少しこの条例というものが橋掛かりになればというところですよ。そういうご意見をまた今後この条例を機会に施策に反映が徐々にしていければと思いますね。そのほかはいかがですか。ご意見、感想でもいいですし、この施策提案について。はい、末森委員、お願いします。

○末森委員（手話通訳者による通訳）

先ほど障害者自立支援協議会の大人部会のことについて、障害者の委員を増やして欲しいということをお話しましたが、次の自立支援協議会で委員改選っていうのがあるかと思うんですが、いつ頃になってますでしょうか。

○事務局（福田室長）

来年度、7年度までなので令和8年3月31日までですので、令和7年度までのところで、また8年度から新たな委員さんを改めてお願いするということを予定しています。

○末森委員（手話通訳者による通訳）

ご回答ありがとうございます。できましたら情報コミュニケーション部会を立ち上げて欲しいっていう気持ちに変わりはありませんけれども、それはさてお



き、もし難しければ、大人部会で委員を改選する際に定数の半分は連協から推薦という形でご検討できないでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。もし、委員の半分会連協から推薦という形になれば、大人部会、子ども部会どちらに関しても障害の当事者か、または、家族の方が委員になるということになります。より一層、市民の声を聞きやすいついていう形になるのではないかというふうに思いますので、例えば、施設関係者であるとかサービス関係者であるとか、そういった方たちのバランスを取れるんじゃないかというふうに思っておりますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。今すぐの話ではありません。8年度からということですのでどうぞよろしく願いいたします。以上です。特にこれに対してご回答は結構です。

○飯島委員（座長代理）

ありがとうございます。その他、施策についてはいかがですか。

○井口委員

井口ですけれども。

○飯島委員（座長代理）

はい、お願いします。

○井口委員

ほとんど感想もあるんですけれども、先ほど、いきなり日常生活用具とか使え、手に入れても使えないとかあったかと思うので、貸付業者とかそういったところ連携して貸付をすることかというのは、もし、そういう制度があれば非常にいいかなあということを思いました。私、個人的に、前まで見えてたので、拡大読書器っていうカメラが下向いてて、テレビがあって、それカメラが映像とらえて大画面に拡大したイメージが見えるって、拡大読書器っていうのを持ってたんですけども、もう見えなくなったんで使わないからなんか捨てるのももったいないし、使う人必要な人はいるんじゃないかなと思って、ちょっと市の方に相談したらうちではそういうのはやってないからと言われまして。やってないんだからし

ようがないといえましょうがないんですが、おそらく市内であれ日常生活用具でお金出ますんで、出ますが必要な人も市内にはいるかと思うんで、そういう人に有効活用していただけてたんじゃないかなとは思いました。あと、資料2の最後の方で、簡単な手話とか市民に周知するとか、その他は、私、視覚障害なんで視覚障害だけに関して言いますと、例えば、安全のこととかはやっぱりこう見えないうで外歩くとかあるので、つくばとか茨城とか、運転のマナーが悪い方がいっぱいいらっしゃるので、横断歩道の上とかに車止まっていたり平気ですることもあるので、ああいうのは本当に迷惑で危ないので、そういうのとか、この間歩道を歩いていたら、大通り沿いの歩道は真ん中に線が引いてあって、こっちは自転車こっちは歩行者みたいになって、わざわざここは自転車の方だからもっとこっち歩いてくださいって印がついてるのに言われて、やはりこっちは見えないんだからそっちが避けてくれればいいだけの話でしょうとはちょっと思ったんですけれども、そういったところをちょっと、この簡単な手話とか周知する際には、ついでに他の障害っていろいろあると思いますが、視覚障害で気づいたことを言いました。あと最後に、点字のことが封筒に書いてありますけれども、これは全部の封筒に書こうと今のところお考えなのか、それとも何かこう、視覚障害者で登録している人に何かね、連絡としてその人だけにする予定なのか、もしそのあたり現時点で決まっていれば、ちょっと教えていただきたかったんですけれども。以上です。

#### ○事務局（福田室長）

はい。その点字テプラがついたもの、封筒をお届けするということですが、これが全庁舎で使ってる封筒も試算すると結構相当な金額でありまして、これはかなりちょっと大変な事業だなということがございまして、今見込んでいるのは必要とされる方に可能な限りピンポイントにお届けするというのを考えております。そうすると、その障害のある方の情報を、我々の障害福祉の部門であればもちろん障害者手帳などを扱ってますので個人情報はいわゆる我々のところにはあるんですけれども、例えば、この方はこういう障害ですよってことを他の部署だったり、他の人にももしかしたら知られてしまうってこともありますが、例えば、その同意をもらうといった情報を共有してよろしいかという、その同意をもらうとかで

すね、そんなフローをちょっと考えておりました。いろいろとその手続きを考えて、なるべく個人情報にも配慮しながらご届けれるような手続きを考えてるところです。一番使われるのは健康に関する通知とかあと税に関する通知とかですかね。多分、毎年皆さんのお手元にも届いてるかと思っておりますので、そういったある程度絞られたところからスタートになってしまうかなというふうな認識でいます。

#### ○井口委員

ありがとうございます。それで全く構わないかと思うんですけども、あと、ちょっともう一つ言い忘れたこと、資料2の方に出ているかと思っておりますけれども、スマホのアプリですね。これは非常に素晴らしいと思うんですけども、本当に先ほど言われたとおり、すべての人に点字を貼り付けるっていうのは費用もかかるっていうところがありますが、つくスマみたいなスマホアプリは、ユニバーサルデザインで見える人も見えない人も同じように使えるはずなんですけど、せっかくスマホがですね、AppleとかAndroidとかそちらには画面を読み上げる機能がついてるんですけども、その上で動くアプリがしっかり対応してないときちんと読んでくれないんですね。このつくスマはつい最近もちょっと見たんですが、かなり読み方がおかしいところとか使いづらいところがあって、この辺りもきちんと最初から、後から変えるのは大変なので、最初から見えない人も市内にはいることわかりきってるんですから、どこかの業者に依頼して作ってもらってるんだと思いますが、スクリーンリーダーに対応するようにというのをきちんと最初から入れてくれればそれで済んだのかなというところがあるので、この辺りもしっかり、このせっかくのスマホアプリを有効活用していただきたいんですが、それにはきちんと対応させていただきたいというところです。以上です。

#### ○事務局（福田室長）

非常に貴重なご意見で、それこそご本人様からのそういった話がないとそこなのかっていうところが非常にわかりにくいところでもありましたし、その担当部署の方でもしかしたらもう承ってるかもしれませんが、私どもの方からでも今日伺った貴重なご意見を可能な限りその担当部署とも共有できればなと思っ

ております。ありがとうございます。

○飯島委員（座長代理）

ほか、委員の皆さんからご意見はいかがでしょうか。はい、末森委員、お願いします。

○末森委員（手話通訳による通訳）

末森です。全国各地には障害者、特に聴覚障害者の福祉施策のために聴覚障害者本人または手話通訳士を正職員として雇用している聴覚障害者福祉行政を担っているという、そういうシステムを持っている市町村自治体が幾つかあります。つくば市もぜひ、先ほど井口先生がおっしゃったように、今後 ICT とか、または日常生活用具に関わる非常に大事な面だと思います。IT 専門の知識を持ってらっしゃる当事者ではなくてもいいんですね。専門の知識を持っていらっしゃるそういった人を福祉行政の中に担当者として雇用していただき、先ほど出された様々な意見に直接的にあたっていくようなそういったシステムが必要になるのではないかというふうに思いますので、ぜひぜひ、条例に絡めて、障害福祉課の方から人事課とご相談していただき、福祉行政に関わるプログラムスペシャリストとして、正職員として雇用していただくようなシステムを考えていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○飯島委員（座長代理）

はい。ではご意見ということで伺えればと思います。そのほかはいかがでしょうか。はい、原口お願いします。

○原口委員

資料で啓蒙啓発の取り組みっていうのがありますが、これってやっぱり大切だろうなっていうふうに思うんですけども、実際にその講演会とかいろいろ進めていく中でどのような感じで、これを何とか話し合っていたりとかっていうのは、現段階でどうなんでしょうか。

○事務局（福田室長）

ありがとうございます。ここはまさに、例えば、その講演会で何をするというときに、どなたにどんな話をしていただいたらいいんだろうっていうことも皆様からご意見をちょうだいしたいかなど。この人がいいんじゃないか、こういう話題・テーマがいいんじゃないかなども含めて御意見いただけると非常にありがたいと思っております。一応、講演会というふうにしておりますけども、講演会、まず、少なくとも我々の方では予算として謝礼が発生しますので、そういった講演会的なものを行う時に必要かなと思われるものを確保しておいて、皆さんにある程度希望されるような形での周知の場面を作るのにこの人が適してるんじゃないかというご意見があれば、それをなるべく生かせるといいかなと思っておりますので、なるべく早いうちに、来年度のどこかでですけども、時期も含めてかなと思っておりますけども、なかなか早い時期は難しいかもしれないんですけども、じっくり準備をして取り組めたらなと思っておりますので、また貴重なご意見をちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。

○飯島委員（座長代理）

他はいかがでしょうか。はい、末森委員、お願いします

○末森委員（手話通訳による通訳）

末森です。知的障害関係のちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど行政関係の資料の中にやさしい日本語に変えるということについて、知的障害者関係ではどのように取り組むおつもりでしょうか。実は、この聴覚障害者も日本語の読み書きが苦手な方がたくさんおられます。そういう意味で、知的障害関係とそれから聴覚障害者のコラボして取り組むことがあるのかなあと考えておりますが、そこどうなんでしょうか。

○事務局（福田室長）

9月の時のこの会議の中でも江藤委員さんだったかと思っておりますけども、わかりやすい版って障害者計画プランの方には一応そういったものを目指したもので、

平易な言葉でなるべく端的に必要なものを書き表すようなものを作成してるところがありまして、今のところイメージとしては、なるべくこの条例の意図が伝わるような平易な言葉で簡単なもの、いわゆるわかりやすい版を作れたらいいのではないかなと思っております。もしくは、例えば、そのルビを振るのは多くの自治体も取り組んでるし、テキスト版も用意したりというところもありますけども、そういった意味で、それこそ情報の発信の仕方とかでは大事なところだと思いますので、何とか形につくられたらなと思います。ありがとうございます。

○飯島委員（座長代理）

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。では、資料2について一旦ここで締めさせていただきます。私の方は議事の進行ということなので、ここで事務局にマイクをお戻しをしたいと思います。事務局よろしく願いいたします。

#### 4 その他

○事務局（福田室長）

はい。皆様貴重なご意見をたくさんちょうだいしまして、誠にありがとうございます。そうですね1回目9月の時にお示ししましたスケジュールの見込みというかですね、この後、文言などその細かい修正など正しく伝わりと形に整えていくということも含めて、法務との相談に少し進めていけるといいかなと思っております。その準備に取りかかっていたいというところですので、また、もうちょっと文言や語尾が変わったりとか、細かいところも含めて修正が入るかなと思いますけども、それを進めていくというところを考えております。そのあとパブリックコメントっていう形で、今回ご参加いただいている委員の皆様以外の、一般市民の方にもこのようなものを作るということでお示ししていくという見込みでおりますので、それに際しても、また意見をちょうだいして、もしかしたら必要なところを盛り込むとか、修正するとかということを検討して整えて参りたいというところなんです。条例を作成するということにつきましては、今回をもって具体的にその事務作業のところを踏み込んでいくというところですけども、施策につきましては、今日たくさんの貴重なご意見をいただいておりますが、また別の機会でもご意見をちょうだいしていきたいと思っております。この後の会議の

日程につきましては、また調整していきたいと思えます。皆様のスケジュールを確認しまして、またご意見をちょうだいできればと思えますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

## 5 閉会

○事務局（福田室長）

そうしましたら、第2回目の本条例の策定に係る懇談会をこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

第2回（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する  
条例策定についての懇談会

次 第

日 時：令和6年10月10日木曜日

13：30～15：00分

場 所：コミュニティ棟3階

1 開 会

2 挨 拶

3 協議内容

（仮称）つくば市障害者の情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例  
策定に係る意見交換

4 その他

5 閉 会



# 配布資料一覧

(つくば市障害者自立支援協議会 第2回条例策定プロジェクト会議)

- 1 つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例案
- 2 条例制定に伴う施策提案について

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例

令和7年 月 日

告示第 号

(前文)

つくば市は、地域社会を構成する様々な人たちが、人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動するとともに、平等な立場で、社会のあらゆる分野に参画することにより、誰もが自分らしく生きるまちを目指している。

そのため、障害者にとって、可能な限り、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、その必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることが重要である。

つくば市は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に取り組むことで、全ての人々が相互に尊重しあい、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障害の特性に応じた必要な情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る基本的な理念と、市、市民及び事業者の責務を定め、総合的な施策の推進により、全ての市民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段 手話、要約筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読、ICTを活用したコミュニケーションツールその他障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段
- (3) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (5) 社会的障壁 障害者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (6) 合理的配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

#### （基本理念）

第3条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 1 全ての人、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること。
- 2 障害者は、可能な限り、それぞれの障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段を適切に選択できるようにすること。
- 3 障害者は、可能な限り、障害者でないものが取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得できるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体、その他関係機関等と協力し、前条に規定する基本理念（以下、「基本理念」という。）に基づき、施策を推進する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、事業活動において障害者による情報取得及び利用並びに、円滑な意思疎通を図ることができるよう合理的配慮の提供に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、市が別に定める他の計画との整合性を図るとともに、総合的かつ計画的に次の施策を進めるものとする。

- (1) 障害者による情報取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する施策。
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通手段の普及及び啓発に関する施策。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 条例制定に伴う施策提案について

情報の取得利用の向上(◎)、意思疎通支援の充実(●)、条例に関する啓蒙啓発の取組(☆)  
(※条例制定の要望書やヒアリングでの項目に対する施策を優先的に記載)

## 【令和6年度中に取り組む施策】

- 手話通訳者等派遣の範囲の拡大
  - ・・・当該要綱を改正し、柔軟な派遣ができるようにする。令和7年1月予定。
- 高齢者施設で暮らす聴覚障害者への支援
  - ・・・遠隔手話サービスの手段を周知して、施設生活での意思疎通の機会を確保する。

## 【令和7年度から取り組む施策】

- ☆情報取得・利用や意思疎通促進に関する講演会、周知啓発等の実施
  - ・・・市民向けに講演会等を実施し、障害者の情報取得・利用や意思疎通の重要性を周知啓発する。
- 市の窓口に、理解しやすいシンボルカード（コミュニケーションボード）等を設置
  - ・・・手話などを含む言語の、発話での意思疎通が難しい知的障害等のある人が、指差しなどでコミュニケーションをする場合の補助とする。
- ◎視覚障害者への情報取得支援
  - ・・・点字テプラ付き封書郵送物の発送体制を整備する。
- ◎市からの情報発信における、社会参加促進に係る情報表示の拡充
  - ・・・市主催イベントへの参加申込み時に、配慮の申出がしやすい様式の使用やホームページ、つくスマなどでの合理的配慮情報の表示ルールの調整。
- ◎字幕ディスプレイセットの市イベントでの貸し出し事業
  - ・・・手話通訳者等の派遣が必要な市民、高齢等で聞こえにくさを抱える市民が、市主催事業に参加申し込みがない場合でも、もしくは手話通訳者等派遣の代替として、事業実施に配慮を示す手立てとして活用する。

## 【令和8年度以降に取り組む施策】

- ☆手話紹介動画の作成、ホームページでの公開など。
  - ・・・簡単な手話でのあいさつなどで手話の紹介となる動画を市で作成し公開。市民に、障害のある人とコミュニケーションを取ることに興味を持っていただく。